

第九十六回国 参議院 外務委員会 會議録 第十号

昭和五十七年五月十一日(火曜日)
午前十時七分開会

委員の異動

四月三十日

辞任

田 英夫君

補欠選任

宇都宮徳馬君

出席者は左のとおり。

委員長

稲嶺 一郎君

理事

大石 武一君

鳩山威一郎君

松前 達郎君

委員

安孫子藤吉君

大鷹 淑子君

中山 太郎君

秦野 章君

町村 金五君

宮澤 弘君

田中寿美子君

戸叶 武君

宮崎 正義君

立木 洋君

木島 則夫君

山田 勇君

宮澤 喜一君

外務大臣臨時代理

官澤 喜一君

外務政務次官

辻 英雄君

外務大臣官房審議官

藤井 宏昭君

外務大臣官房審議官

田中 義真君

第四部 外務委員会會議録第十号 昭和五十七年五月十一日【参議院】

外務大臣官房外務参事官 都甲 岳洋君

外務省アジア局長 木内 昭胤君

外務省中南米局長 枝村 純郎君

外務省経済局長 深田 宏君

外務省条約局長 栗山 尚一君

外務省国際連合局長 門田 省三君

事務局側 常任委員会専門員 山本 義彰君

説明員 外務省国際連合局外務参事官 遠藤 哲也君

農林水産大臣官房参事官 芝田 博君

通商産業省貿易局輸出保険課長 竹澤 正格君

本日(の)會議に付した案件

○投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ラ

ンカ民主社会主義共和国との間の協定の締結につ

いて承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び

脱税の防止のための日本国とインドネシア共和

国との間の協定の締結について承認を求めるの

件(内閣提出、衆議院送付)

○南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法

律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(都甲岳洋君) ただいまから外務委員会

を開会いたします。

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ラ

ンカ民主社会主義共和国との間の協定の締結につ

いて承認を求めるの件、所得に対する租税に関す

る二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国

とインドネシア共和国との間の協定の締結につい

て承認を求めるの件、南極地域の動物相及び植物

相の保存に関する法律案、以上三案件を便宜一括

して議題といたします。

三案件についてはすでに趣旨説明を聴取してお

りますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○松前達郎君 ただいまの協定二本、法律一本、

これについていまから質問させていただきます。

すが、きょうの委員会そのもののあれがちよつと

ごちゃごちゃしていますんで、順序を変えまし

て、南極の動物相保存法に関連した問題を、まず

最初に質問をさせていただきたいと思ふんです。

まず、これは法律そのものの関連の問題なん

ですが、南極というのがどうも最近はいろんな問

題でクローズアップされてきている。特に南極そ

のもののへ対する観光的な問題とか、あるいは資源

開発が恐らく裏にあるんじゃないかと思われるよ

うな南極観測、また同時に南極そのものの分割と

いいますか、領有を主張するとか、これは国連で

は凍結されているということですが、いような問

題で南極がクローズアップされてきているんだと

思ふんです。

まず最初に、これは観光の問題なんです、と

きとき南極観光というので飛行機が落ちたり、い

ろいろテレビでも報道されておりますけれども、

これは将来増加する傾向にあるのかどうかです

ね。いま現在どうなっているか、私よくわからな

いんですが、その辺わかりますか。南極に行く

人、要するに日本人として行く人に対する法律で

すからね、これは恐らく。

○政府委員(都甲岳洋君) 一般の方々の南極渡航

につきましては、アメリカの二つの観光会社がこ

れを扱っております、年間約九百人ぐらいが行

っているというふうに聞いております。そのうち

日本人が渡航しているのは約二十名ぐらいと聞い

ておりますので、この数は今後ふえる傾向にある

のだろうとは思いますが、それほど大幅に

はふえないんじゃないかということではないかと

考えております。

○松前達郎君 そこで、南極に関しては特別に渡

航などをするときのやり方があるんじゃないかと

思ふんです、これも私またよくわかりませんけれ

ども。南極の主権というのは一体どこが持つてい

るのかということですね。それによつては渡航に

対する許可等、これをどういうところが与えてい

くのかという問題が出てくるわけなんです、そ

れはどうですか。

○政府委員(都甲岳洋君) 南極につきましては、

御承知のように南極条約の四条によりまして主権

の凍結がなされておるわけでございますので、主

権を主張している国はいたわけでございますけれ

ども、現在のところ南極条約加盟国の相互の間で

主権は凍結するという合意ができておりますの

で、主権をどこが持つていっているかという状態には

ございせん。そういう意味で、関係国の合意によ

り主権の凍結ということが行われておりますの

で、南極における活動もいかなる主権の主張の根

拠にもならないということが合意されております

。

南極に対する渡航につきましては、わが国の場

合には、一回の渡航につきましては旅券に南極地

域を含めるということと処理しているようでござ

いますし、数次旅券の場合には、そこで除外され

ているのは北朝鮮だけでございますので、南極地

域を特にそれに明示するということにはなってい

ないわけでございます。

○松前達郎君 それから、南極条約第七条に監視

員を置くというのがあるんですね。この監視員と

いうのは一体どういうふうにして任命し、どうい

う役割りを持つていっているのか、これについてちよ

つ

つ

つ

つ

つ

つ

つ

つ

つ

つ

つ

つ

つ

つ

つ

つ

つ

つ

つ

つ

と説明していただけますか。

○政府委員(郷甲岳洋君) 監視員につきましては、南極条約に定められております各基地における活動につきまして、これがその条約に従った遵守が行われているかどうかということを監視するために任命されているわけでございまして、各地域への立ち入りの自由とかその他の権利をこの協定で与えられているわけでございます。

○松前達郎君　それで、罰則などが今度の中に入っていますね。罰則を入れるからには違反事実がなければいけないですね。その違反事実というのがどうやって確認するのかという問題、監視員が通報して、それを信頼して違反だとしてその罰則を適用するの、その辺がどうもはつきりしないんですが、裁判は一体どこがするのかといった問題とか、何か南極というのは漢としたのですから、そういう点はどうもはつきりしないような気がするんですけれども、その辺はある程度はつきりしているんですか。

○政府委員(都甲^一 島洋造) 基地におきます活動は主として各国の国家機関によつて行われていると思ひます。日本の場合には、たとえば昭和基地でございまして文部省の主管で南極における探検、基地研究活動が行われているわけでございまして、そういう意味で国家公務員法によつてこの措置を担保するということになるだろうと思つてございします。ですから、この措置法が主として適用されますのは、わが国から、アメリカの二つの会社で組織された観光団に参加して南極に行く場合の一般的な日本人の観光活動について適用される場合がほとんどではないかと考えるわけでございします。その他南極への上陸というのは非常にむづかしいようでございしますので、その他の場合といたうのは余り考えられないというのが現状であると思われまして、そのようなときに、直接にこの監視員が南極に渡航する観光客について監視をするという状況ではなく、むしろこの旅行会社の方ツアーに参加した観光客として現地に赴かれた方の違反につきまして、客観的な事実であるとか、

あるいは動植物を持ち帰ってまいりました場合には、日本の税関であるとかそのようなところで、いわば間接的にその違反事実を確認するということが実際の違反事実の確認の態様ではないかと考えております。

○松前達郎君　まあ普通の一般社会で通例として行われているやり方と多少違うんですね、それは。ですから、どうもこれを見てみると、やはり保存法というやつが何かちよつと漢としたところがあるんで、やはりこれは今後問題が出てくれば、またそれなりに改良していく必要があるんじゃないかと思うんですね。

そこで、この動植物保存法についていろいろ説
んだりなんかしているうちに、南極というのが非
常に重大な、今後の世界の戦略の中でも重要な問
題を提起するんじゃないかという私は気がしてな
らないわけなんです。

これは宮澤さんにお伺いしたいんですが、南極というのはいま南極分割の問題があつて、各国で南極に対する領土権というものを一時主張したとてきがある。それに對して国連で、そういうことをやつてもしょうがないからというので一応凍結をしてある。凍結というのはそのまま解決をしないでいいわけですね、そのままの状態で置いてある。領土権を主張する國が非常に多かつたわけですから、その主張の原因というのが非常に近接國、近隣國であるという國の主張と、それからかつて探検をしたとかそういうことで、最初に自分の國民がそこに足を運んだということからの主張とかいふんなことで主張しているんだと私は思うんですが、現在は凍結されているからこの問題自身はそう噴き上がつてきてないわけなんです、この凍結が解けて、あるいはだれかがどこの國かがそれを主張してこの問題が必ず近いうちに蒸し返されてくるような氣がしてならないわけなんです。動物植物保存というのは、そういうものとは直接関係ないかもしれませんが、地下資源について言えば非常に南極はまだあるだろうと、まだはつきりしないけれどもある程度確認されておるわ

けですね。ですから、恐らくそういう点で南極に
対する食指が各国から出てくるんじゃないかとい
うことを私は感じておるわけなんです、まあそ
ういうことから見ますと、今度のフォークランド
紛争というのがどうもイギリスとアルゼンチンそ
れぞれ思惑があつて、その紛争の裏といえます
か、根底に流れている部分があるような気がして
しょうがないんですが、これもまた日本の場合、
フォークランドに関してアルゼンチンに味方する
のかあるいはイギリスに味方するのか大分御苦勞
されているようでありますけれども、どうです
か、この点について恐らく今後ある程度明確な態
度をあらわさなきゃならなくなつた場合に一体ど
ういうふうな日本として立場をとるのか、その辺
についてお考えありましたらお聞かせいただきた
いと思ふんですけれども。

○政府委員(都甲岳洋君) 南極につきましては、確かにアルゼンチンも領域の接近を理由に主権を主張しておりますし、それからイギリスも過去の探検活動等を根拠に主権を主張しているわけでございます。

ただ、両国とも現在南極条約の加盟国でござい
ますし、南極条約の枠組みというの、この条約
にも書かれておりますように、三十年という長い
協定の期間を持つておりますし、現在、この四条
に規定されておりますように主権の凍結が行われ
ており、そしてこの主権の問題については、ある
いはこの条約の枠組みそのものの問題については
現在のところ特にこれを終了させようとかいうよ
うな動きはないわけでございます。わが国としま
しては、もちろん南極条約についてはいかなる国
の主権も認められるべきではないということを考
えておりますし、それから各国ともそのような点
については異論がないと思われまして、このよう
な長い期間を想定した枠組みを今後とも続けてい
くということが予想されますので、現在の紛争が
直ちに南極の領有権の問題にはね返ってくるとい
うことはないのではないかと考えております。

それから、先生御指摘の鉱物資源の開発の問題

につきましましては、最近関心が高まっておりますことは事実でございます。そしてこの条約上も鉱物資源の開発については特に触れてないわけでございますので、関係国が集まってこしの夏に協議をすることになっているわけでございます。その場を通じて、今後これをどういうふうに処理していくかということが関係国の間で話し合われるということになるうかと存じます。

○松前達郎君 今度のフォークランドの紛争が領有権についていま凍結されているものを再び蒸し返してまた噴き出してくるということはないだろうということをおっしゃったわけですね。私も、私はそれはそうだろうと思うんです。当然そうだろうと思いますが、そのフォークランド紛争が起こった理由ですね、起こった一つの原因というもののにこの南極の問題があるんじゃないかと私は思っております。イギリスは当然近傍国じゃないわけですからね、南極にとつてみると。ですからフォークランドを領有してない限り、そういう意味からの主張が将来でなくなる可能性がある。アルゼンチンはすぐ隣ですから、領有権がもしか出た場合にはこれを主張できる根拠がある。そういうふうなことからイギリスは絶対にこのフォークランドを捨てられない、そういう理由がある。私は私は思うんです。表面には出てきませんが、私も私は南極でありあの近くの資源であろう、あるいは領有権の問題であろうというふうに思っております。今度は歴史的過程から言つて、ちょうど日本と、今度の領土とありますけれども、あるいは竹島じゃないけれども、そういう問題があるんですね。ですからお互いに各国ともすれ違ひがあるんですね。基本的な主張の中に、基礎が違つているわけですから。そこへ持つてきて、アメリカが間に入つて仲裁しようと言つて、仲裁す

こういふふうな状態のままで、ここ二、三日を見ておきますとさらにエスカレートしそうになってくる。まあ砲撃したとかいろいろたニュースが入っていますけれども、こういった状況の中で、一体日本がどういう立場をとるか、態度をとるか、これは大変なことなのですが、真ん中にいてわれわれと云つていてもいいかも知れませんが、せずつと外交的でないような行事が今後積み重なつてくるわけですから、その点ある程度はつきりしておかなきゃいけない面があるんじゃないか。宮澤さん、その点いかがですか。

ランド(マルビナス)諸島に関する紛争の根っこに英国の南極の領有権に対する主張、そういうものがあるとは必ずしも考えておりません。英国自身もあの地域を植民地独立宣言の対象になる地域として観念いたしまして、国連でも十七年間にわたつていろいろ審議の対象になってきたわけでございますし、アルゼンチンともそれなりの交渉を何かにしてきたわけでございますして、やはり将来は何かこの統治の状況について変更があり得るということは考えておつたと思うのでございます。ただ、そこに島民の意思というようなことも絡んで

なかなか英國として踏み切れなかつたということ
でございますし、確かにアルゼンチンも領有權の
承認ということを非常に強い主張にいたしており
ますけれども、御指摘のような鉱物資源であらう
とか漁業資源であらうとかそういうものの開発、
経済的な側面については、これは英國とも話し合
う用意があるという感じをすでにかなり濃厚に出
しております。そういう点で、私はそれが今度のは
紛争の非常な解決の障害にならうというふうには
必ずしも思っておりません。

次に日本政府の立場でございますけれども、これは私どもは、ただいま御指摘の英国寄りであるとかアルゼンチン寄りであるとか、必ずしもそう

○松前達郎君　そうしますと、どっちがいいとか悪いとかいうことなしに、要するに武力による問題解決というのはわれわれとしては承認できないという基本的精神に立つてそれぞれの問題に対処していく、こういうことになりますか。恐らく兩國は何とかかんとかいういろいろ日本に対して求めてくると思う。それに対する対応というのが、やはり一つ一つやっていくとどっちかに色ははつきりしていく可能性もありますから、この辺ちよつと氣をつけていかなきゃいけないんじゃないか、かように思つておるんです。

いま領有権の問題を最初申し上げたんですけれども、領有権と関係ないということをおっしゃつていらっしゃるんですが、イギリスのロンドンにあるフイリッパという会社が出している世界地図を見てみめますと、これはおもしろいんですね。いまのアルゼンチンのそばのイギリスが領有権を主張しているところ、ここはアルゼンチンと全く重なっているわけですね、イギリスが主張をしている中にアルゼンチンの主張が重なっているわけですから。それでそのイギリスの主張している範圍のことをテリトリリーという表現で書いているんですね、これは。それからそのほかの国、たとえば隣はノルウェーが主張している、あるいはオーストラリア

そういうわけなんです、そうなりますと、チリという国がありますね、アルゼンチンの隣、ちょうど裏側になりますか。このチリは今度の紛争に関して何らかの声明なりあるいは何らかの動きをしているのかどうか、その点わかりますか。

○政府委員(枝村純郎君) チリ政府の関係者の発言とか外務省の声明というふうなものから判断いたしますと、あくまで本件紛争については平和的解決を支持する、そうして具体的には国連におい

て採択された安保理決議五百二号に沿つて解決すべきである、こういう立場をとっているように思われます。これは四月二日のチリの外務省声明、あるいは、先般四月二十六日から開かれた米州外相協議会におきましてペルー、ブラジルが共同提案をしました決議案にチリは棄権をいたしてありますが、そのときの声明などを総合していまのように御説明申し上げました。

○松前達郎君　そうしますと、チリは日本と同じような、さつきおっしゃったようなことで対応していくという声明をしているということ、まあちよつと違うかもしれませんが、ニュアンスは違つても大体そういう方向でチリの方は進んでいる。

いずれにしましても、このフォークランド紛争についてはどうもいまのところ調停がうまくいかない。ですから、本格的な戦いが始まったわけでもない。自然いんでしょうけれども、多少何といったままは、自民たちの条件を有利にする程度のことっつかない。自衛隊がローカルに行われている。こういう状況で、イギリスというのは紳士の国だからその辺は話し合えばいいんだけど、私は海賊の国とわざわざ言ったのは、どうも見ているとそんな感じがし出したですね、最近。そういうことで紛争そのものがどうも武力で解決するという方向に

進みつつあるんじゃないやなかるうか。体裁のいいことを言ってもこれはどうしようもない、最後は上陸作戦やって取つてしまふ。アルゼンチンが上陸したからそれを追い払うだけだと言えばそれっきりになってしまうのですね。ですから、そういう意味での武力戦というものが背景にあつて、そしてこの解決というものが強引に進められていくという感じがしてならないのですけれども、一日も早くこういう問題は解決すべきだと思つておりますが、さつきわが国の対応の仕方というのを伺いましたから、ここで再びお伺いする必要はないと思います。

そこでまた南極なんです、これは日本の場合には昭和基地という基地で研究調査活動をやつてゐるわけです。ずっと見ますと相当多くの国が参加をしている。しかもソビエトなんかは何方所ですか、これは相当の、十カ所ぐらい基地を各ばらばらに持つてゐるわけです。こういう活動というのが、これは文部省が管轄でしようけれども、こ

ういったものについてわが国としては今後もちろん続けて、さらにこういう活動は拡張をしていくというところだと思えますけれども、これもやはり何となく資源調査というものが今後始められてくる。恐らくもうすでに始められていると思えます。そうすると、また戦略的な意味が少しづつ含まれてくるんじゃないかということ、どうもさつき冒頭に申し上げたように南極が生臭い対象になりつつあるという感じがしてしょうがない。そういうことなんですが、全般的に見てどうですか。その点私が最初に申し上げたように、ほうつておけばいいのにこれから南極というものに対する食糧が伸びてきて、問題の対象になつてくるという感じがすると思ふんですけれども、その点について御意見などありますか。

○政府委員(都田忠洋君) その点につきましては先ほども申し上げたけれども、特に鉱物資源の開発につきましても各国の関心が高まっております。その鉱物資源の開発についてどのような問題があり得るかということについて、協議国の間でこれを話し合うことになっているわけでございます。その中で、当面、鉱物資源というものの焦点を当てて南極地域の今後の活動をどうしていくかということが話し合われ、その枠組みをつくるための各国の協議が行われているのではないかと考えております。

御承知のように、海洋生物資源につきましてはもうすでに条約ができておりますので、それに従って各国が南極周辺の海洋資源につきましてもその利用方法につきましても一定の枠組みをすでに作成しておりますので、今後は、新たに関心が高まっております鉱物資源の開発という問題についての協議が行われていくことだと考えております。

○松前達郎君 日本からも非常に遠いところですから、と言っても地球はそう遠くなくなりました、最近狭くなったと言われております。イギリスにとっても同じように遠いのです。しかし、イギリスは大問題にしているわけですが、これは植

民地があつたということに起因すると思えますけれども。そういうことでこれに関連してやはりアメリカがそれに介入してくる。ソビエトは介入しないけれどもどうも裏じやいろいろとやつています。四月二十一日にコスモスを打ち上げて、そのコスモスがちょうどここを飛んでいるわけですね。その結果をアルゼンチン側に通告して、それが駆逐艦の撃破につながるという情報も入つてきているんですけれども、それはそれとして、とにかくどうも最近米ソの二つで世界じゅうがかき回されちゃつていて、われわれはそんな感じがしてならないわけなんです。

その一つの大きな原因というのはやはり戦略的に見て核戦略ですね、これの 에스カラーションにあると。経済までひどく圧迫するぐらい 에스カラーションがどんどん行われてきたのが今日までの核戦略であつたということになります。そこへもつてきてヨーロッパはヨーロッパで新しい中距離ミサイルの配備があるというならば、ヨーロッパの大衆はそれを承知しないとか、いろいろな運動が出てくる。そういうことももちろん契機となつたわけですが、やはり核の問題というのが非常に最近それぞれの国で大きく取り上げられてつた。そうなるにつれて幾ら米ソでもこれに対して何も知らない顔して、ただ 에스カラーションを続けていくのかどうか、その辺の問題まで出てくるし、世界のすべての世論というものがそれを減少する方向に動き出すとすれば、やはり幾ら米ソでも対応せざるを得なくなつてくるんじゃないか。そういうことでかつては突つ張り合ひやつていたのが最近どうも打診というか、ボクシングで言えばジャブをちょつとこう打ち出したという感じがします。たとえばアメリカがソビエトに対して提案をする、いわゆる STARRT といいますが、戦略兵器の削減交渉をやろうじゃないか。ソビエトはソビエトでいろいろな方法でもつてそういうことを世界に言明していくというところで、どうやら流れて、突つ張り合ひの流れの中から少しづつ変わつてきたような感じがするのですがね。その辺アプ

ローチが少し始まつたような気がするのですが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(田省三君) ただいま松前委員御指摘になりましたように、昨年末核兵器の削減の方向に向かつての米ソ間の話し合い、これが進展しているように観測されます。いわゆる欧州におきます中距離核の削減交渉、INF、これが昨年の十一月三十日からジュネーブで開催されていくわけですが、去る九日にはレーガン大統領が母校でございましてユレーカ大学における卒業記念講演にございまして、御指摘のございました STARRT に関するアメリカの考え方、ソ連に対する提案、これを明らかにしたのでございまして。わが国はすでに御承知いたしておりますように、従来とも核の廃絶を目指しまして、核の軍縮を中心とする軍縮外交、これを国連の場、あるいはジュネーブの軍縮委員会の場等におきまして積極的に推進してまいつておるところでございますが、このような立場で国連の場等におきましても米ソに向かつて核の削減、これを強力に推進するように従来とも訴えておるところでございます。このような観点からいたしますと、最近の現象は歓迎すべきものであると思ひますし、米ソ両国がこの方向で建設的に、また積極的に取り組んでいくこと、これを心から期待しているというところでございまして。

○松前達郎君 いまお話のあつたように、核戦略に関する問題としてこの削減、将来は廃絶になればなおいいかもしれませんが、現時点としてはまだ 에스カラーションをとめること、それからさらにバランスをとるに及んでいくことですね、こういう段階取りが要るんじゃないかと思ふんですけれども、それに対して日本がある程度積極的に意見を言ひながらこれを推進させる、そういう必要があるんじゃないかと思ふんです。ただ、それを国連とかあるいは軍縮の場において言つていく、これもできるかもしれないけれども、そのときの日本の意見というものが一体各国にどれだけ大きな影響を与えるかというその潜在的な力ですね、これがどうも日本の場合独自の外交をやつてないものだから、なかなかそういう点で余りにも弱い声としか聞かれないんじゃないかと私は思うのです。独自の外交をやつてないと言つて外務省の方に怒られるかもしれないが、やっぱり米ソがいるところで、その真ん中にぽつんとその問題点をぶつていって提案をするのか、あるいはかつて西ドイツの政治家がやつたように、たとえばソビエトに対して直接申し入れるのか、あるいはアメリカに対して直接意見を言つたりあるいは申し入れたりののか、いろいろなやり方があると思ふんですけれども、ただ、一つの集まりの中で演説としてほかつと云つていられるだけじゃこれはもう何も意味ないんじゃないかと思ふんです。もうちょつと積極的に何か方法があるんじゃないか。その点どうでしょうか、何か考えられておりますか。

○政府委員(田省三君) 松前委員御指摘になりましたように、いわゆる国際会議の場以外におきましても、つまりバイラテラルなレベルにおきましても核兵器の削減について積極的な努力をしてほしいという要望は伝えられているのでございまして。具体的には、私が承知いたしておりますところにおきましても、昨年の国連総会の際にわが外務大臣が米国の國務長官及びソビエトの外務大臣と話をされた中にこの問題が取り上げられておりまして、わが外務大臣から、積極的にこの問題を推進するようにということを強く訴えられているのでございまして。つまり、バイラテラルを通じてあるいはまたマルチの場を通じて、わが国は核の軍縮について積極的に動いていくわけでございます。

ちなみに、最近軍縮委員会、つまりジュネーブの四十カ国委員会におきまして核の全面禁止に関する作業部会の設置という問題について新しい展望が開けたということがございまして、これは長年来わが国が主張してまいつたいわゆる CTB、完全実験禁止ということへの前進につながる一つの事象でございまして、それほどいわずにスベクタ

キユーでないと御意見もあるかと思ひますけれども、このように静かな形ではございませうが、一歩一歩前進しているという点も御評価いただきたい、かように思ふのでございませう。

○松前達郎君　そういうことで努力をする、その何といひますかアクティビティーは評価していいと思ふんですけれども、これはもう当然やるべきだと思ふんです。やはり努力そのものが実るような、何かバックというか常日ごろの行動も含めて相当強靱に意見が通つていくようなそういう雰囲気をつくつていきたいと思います、これは防衛庁の人に聞けば、軍艦がない外交はないというかもしれませう、そういうバックにさつきの方クランドと同じように軍事力で外交をやるといふ、こういう問題ですね。ところが、日本の場合はそうはいかないから、とにかく話し合いの場を通じてやつていこう、ただしそのときには今度外交そのものの姿勢が、やはりふだんの姿勢というものがそのバックになつてくるんじゃないかと思ふんです。そういうことでいま申し上げたわけなんです、たとえば前にちよつとこの委員会でも申し上げましたソビエトとのパイプをつなぐ問題でも、やはりある程度つないでおかないと直接の交渉といひますか、これは何も表立つてはでにやる必要はないと思ひますけれども、そういう問題もあるし、アメリカとはいつでもできますから恐らくそれは問題ないと思ひますが、そういうたようなことである程度の解決といひますか、ある程度問題をそこで処理をしておく、処理といひますか、パイプそのものを保有しておくということも必要なんじゃないか。こういうふうと思ふんで、その辺の今後の展開というものを総合的に判断してやつていただいた方がいいような私氣がしてゐるものですから、いまそういう点を申し上げたわけでありませう。

とつばらばらじゃなく一貫した考え方を持つて進めていく必要があるんじゃないか。ことしの後半といひますと非常に重要な時期じゃないかと私思ふんです。さつきはいわゆる核戦略の縮小の問題も含めて、いろんな問題が新しい動きが出てきつつある。これに一体政府としてどういふふうに対応していくのか、これは非常に大きな問題ですから簡単にいふわけにいかないかもしれませうが、一言でも結構ですから宮澤さんの方からひとつお願いいたします。

○國務大臣(宮澤一君)　先ほど松前委員から、米ソの軍備競争あるいは軍縮への可能性というようなことについてお話がございましたが、米ソとも現状がすでにオーバーキルになつていて、このことは、知つておることはもう間違いないと思ひます。他方で、それでもやはり相手と考えたと優位を維持したいあるいはバランスを回復したい、しかしそれが非常な財政的な負担になるというところは、アメリカにとつてもそうでございませうが、ソ連にとつてはなおさらそうではないかというふうにも思われます。したがつて、そういう意味では軍縮への自分の利益から判断して誘因がないわけではない、ないわけではないというものが私は一つの事実だと思ひます。したがつてわが國が、両方のバランスが外れるということに困るけれども、しかしそのバランスというものはなるべく低位のところで打ち出されるべきだと言つておるのは、両國にそういう本来的に自分の立場から見てもそう考えたい要因があると思ふからでございませう。

しかし、わが國のそういう努力がどういふ説得力を持つたかといふことでございませうけれども、この点私は一番説得力になつておると思ひますのは、戦後わが國がこういう道を歩いてきたといふ、その事実の中に一番大きな説得力があるのではないかと思つてゐます。われわれはこういう選択をしてきまして、今日のそういうわが國のあり方について國の内外でいろんな議論があることは事実でございませう。いろいろ考えなければならな

い問題もあると思ひますけれども、しかしこうして歩いてきた道がわれわれとしては決して失敗ではなかつたと思つておられます、また世界各国から見て少なくともこれは一つの行き方だといふ評価は受けておるんだと思ひます。そしてそのことが、わが國がこういう憲法を持ち核不拡散条約に加盟をし非核三原則を堅持している、このことと自身がいわば多くの國に対して一つの説得力になつてゐるのではないかと私は考えておりますが、しかししてそうは申しまして、現実にはどうやうな米ソの軍備拡張を逆の方向に向けていくかといふこと、やはりそういうわが國のいわば実績といひますかあり方を背景にしながら、軍縮特別委員会等で考え方を述べる、こういうことが大事なのではないか。先ほどこれとの関係で松前委員が、いろいろ体制の異なる國との関係で閉ざさないでよくべきだといふことをちよつと言われましたことは、私はきかめて示唆に富む大事な点であると思つておりました、確かに今年これから後半にかけて軍縮の問題は大事な展開をいたすわけにございませうから、わが國はそういう自分たちの歩いてきた道、きょうある日本というものを背景にしながら軍縮への説得力を続けていくべきだと考えております。

○松前達郎君　終わります。

○宮崎正義君　協定の二本とそれから法律案、これは午後の方にやらしてもらふようにいたします、いま核の問題、軍縮等の問題が同僚議員の方からいろいろの角度からお話がありました。私は、これに引き続くみたいな形ではございませうが、外務大臣の臨時代理として宮澤さんのおいでになつたこと、大変御苦労さまでございませう。

鈴木首相が第二回の國連軍縮特別総会で行う演説、いまもう若干その内容が詰められてゐるやうに聞かせるやうなものがあつたと思ふのでありますが、この内容についての着想は、悪い言葉で大変失礼なんです、大番頭役だと言われておられます内閣官房長官は、この着想についてはもうおぼろげに思ふわけな

んですが、どういふ内容を考えておられるのかお伺いをしたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤一君)　来るべき國連の軍縮特別総会でわが國がどのような呼びかけをするべきかといふことにつきましては、ただいまのところまだ着想がきちんとはとまつておりません。やがて総理大臣のところで第一読会とでも申すべきものをいたそうと思つておられますけれども、まだそれに至つておりません。ただ、この軍縮特別総会にぜひ出席したいといふことは、鈴木総理大臣がすでにかなり早く以前から言つておられます、ある意味でそれが誘因になりまして、各國の首脳が思つたよりもたくさん参加されるようなことになつたように見ております。したがつて、わが國がそれだけの熱意を表明しているといふことは大変に意味のあることだと思つておりますが、具体的にどういふ構想といふことを申し上げるに至つておりませんけれども、もちろん背景になりますのは、先ほど松前委員にも申し上げましたやうなわが國の第二次大戦における経験であり、その経験に立つた現在の憲法を初めとする体制、諸政策、これがわれわれの主張の背景であると思つておるわけにございませう。

そして、呼びかけの具体的な方向といひましては、やはり核軍縮といふものが軍縮の分野において最も優先すべきものではないだろうか。とりあえずそれが一番大事なことではなからうか。そういう意味では、いろいろな実験といふものは核兵器の開発に直接関係がございませうから、その実験を禁止する核不拡散体制の強化をするといふたやうなこと、実験につきましては、わが國自身がまた地震探知能力等々から貢献できることも多いわけにございませうから、この実験の禁止の問題がまずあるであらう。次に、核以外の非核につきましても、これもなおざりにできないことでございませうけれども、さしずめ化学兵器等々についての問題があるわけにございませうから、その禁止をやはり考えていかなければならぬ。こういうことが軍縮の面では具体的に考えられなければならな

い方向だと思ひますが、他方でわが国の哲学といふたしましては、いかにも世界全体、しかも南北問題で悩んでいる世界の中で、軍備拡張のために使われている資源、財力等々が全くいかに有効に使われていないかという感じを常に正直を申して持つておるわけでございますから、そういう賢明な軍縮の努力が行われて、それによつて浮いてまいります利用できるよう重要な資源なり何なりは世界平和のために、発展途上国の発展のために使われるべきではないか。この最後の点はなかなか表現にも注意を要すると思ひますけれども、全体といたしまして、ただいま申しましたような哲学と方向でわが国の立場を表明すべきではないか。

ただ、それをどの程度にどういう方法で言つていいか、どういふ言い方が適當であるか等は、先ほど申しましたようにまだ第一説会もいたしておりませんので、十分に具体的に申し上げることができない段階でございます。

○宮崎正義君 確かにおつしやるとおりだと思ひます。内容につきましても、私の考へておりましたこと、大体世論の言われていることが述べられたやうであります。米国の核の傘に依存をして西側の一員としての立場から、総理も国会答弁では、いまおつしやられた核軍縮、核実験の全面禁止だとかあるいは核拡散防止、こういふようなものも答弁もはつきりなさつておられますし、お話もありましたようにいろいろなさういふやうなものも織り込まれていくんだと思ひますが、非常に微妙な立場にあるわが国が、過去、七七年に福田元首相が東南アジア外交三原則の演説をされたとか、あるいは先ほどお話ありました七八年の園田外相の軍縮の席の演説の問題とか、それから大平首相は「平和とは」といふ一つの打ち出し方をなさつて、大きく世界にクローズアップされていかれた歴史的なことを考へていつて、それらに劣らないやうな、言論だけじゃなくてあらゆる面で日本の国是のあり方というものを明確にされる内容でなければならぬんじゃないか

と、こういうふうには思ふわけでありすが、ともかくも深刻な経済の不振にあえぐ先進国、発展途上国、各国にどんなプログラムを立てていこうとされるのか、こういったやうな問題も一つの大きなテーマじゃなからうか、こう私は思ふわけでありすが。

いづれにいたしましても、これに対するお答えを要請してもちよつと無理だと思ひますので、私はこの辺なんかも含められてのお考へがあるだらうと思ひますので、一応蛇足的ながら申し上げてこの問題は終わりたいと思ひます。

次に、趙紫陽首相が来日をされるスケジュールについて御説明を願ひたいのでありますが、大体五月三十一日に予定されているということ。また、日中首脳会談のテーマはどんなことを考へておられるのか、まずこの二つの点についてお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(木内昭胤君) 趙紫陽総理の来日のスケジュールにつきましては、宮崎委員御指摘のとおり、五月三十一日に来日されて数日東京に滞在の上、公式行事を終わられましてから、日本の国内事情を視察ということで関西の方へ回る日程を日中両側と相談しつつ詰めておる段階でございます。この間に総理との会談、それから宮中行事の政財界の指導層との会談、それから宮中行事というやうなものが当然予定されておるわけでございます。

そこで、日中会談のテーマでございますが、これは大きく分けますならば、一つは国際情勢につきまして、それから二つ目は、日中の双務的な関係についてのやりとりになるかと思ひます。国際情勢につきましては、当然ながらソ連との関連での国際情勢あるいは最近話題になつております米中の関係の問題、それからインドシナ半島の問題、アフガニスタン、ポーランドあるいは南大西洋の問題等々万般にわたるものと存じております。核軍縮の問題、ベルサイユ・サミットの問題についても恐らく鈴木総理から言及があるものと考えられます。

二国間の問題につきましては、たまたま本年は日中正常化十周年記念の年に当たるわけでございますし、趙紫陽氏の来日もその一環であります。九月月上旬に鈴木総理の訪中が予定されておりますのもその一環でございます。この事実が示しますとおり日中の関係は、昨年は確かにブラントの問題でかぎりございましたが、それを克服いたしまして、また中国御自身の国内経済、内政等もきわめて安定的に推移しておるという背景とあわせましてきわめて順調にいつておるわけでございます。

経済の問題につきましては経済協力、貿易の伸長というやうな問題、それから中国に残留されております孤児の方々の問題、それから最も重要な一つであります日中の文化協力の促進の問題、留学生等々の問題が議題になるものと考へております。

○宮崎正義君 大変なテーマだと思ひますが、いづれにいたしましても、いま御答弁の中にありましたやうに米中の問題、この武器問題についてブッシュ米大統領と鄧副主席との会談等、これらのことをずっと考へ合わせてみまして、わが国としては、日中関係の安定ということが米中関係の安定に密接に結びついておるというやうなことは申し上げるまでもないわけでありまして同時に、アジアの平和と安定にこれらが大きく寄与しているといふことも言えると思ふんですが、いづれにいたしましても、この米中の武器問題に絡む問題点の一つの大きな世界じゅうが見ている点じゃなからうかと思ふわけで、日本の立場もその辺で明確にしなければならぬというふうに思ふわけですが、この辺のことについてのお考へはどうでしょうか。

○政府委員(木内昭胤君) この問題につきましては、基本的には米中両国で御相談いただき、解決していただく問題であるわけでございます。しかし、ただいま委員御指摘のとおり、米中関係の帰趨というものが東アジアの国際情勢安定の推移に微妙に影響するわけでございますので、その限りにおきまして、わが国としても多大の関心を持た

ざるを得ないわけでございます。直接この問題に容喙することではございませんが、一方ではアメリカの当局者、他方では中国の当局者にそれぞれこの問題について私どもの考へを伝えておる次第でございます。また、このアメリカの考へを中国側にもお伝えし、中国側の考へもアメリカ側にお伝えするといふやうな一こまもあつたわけでございます。

昨年の秋口以来、かなりけんんな情勢になつてまいりました。一ころは米中関係の後退もやむを得ないといふかなり強硬な御発言が中国側からもあつたわけでございますが、その後両国の関係者の努力が相重なりまして、円満に解決といふところまではとうてい至つておりませんけれども、一ころの落ちついていく姿から見ますとかなりいい方向へ推移しておるように思われます。それを象徴いたしましたのが先般の五月五日から九日までのブッシュ副大統領の訪中でございます。レーガン大統領から中国側の指導者に対して、アメリカとしては中国が一つであるという考へに、米中正常化のときの上海コミュニケに即して基本的に立つておる姿は微動だもしていないということも伝えられまして、一ころの状況からいふ方向へ推移しつつあるものと考へられるわけでございます。

○宮崎正義君 きょうは限られた時間なものですから、またほかの点につきましてもいろいろお伺いをしたいわけですが、次に移つてまいりたいと思ひます。

日韓経済協力問題につきまして、御案内のやうに柳谷審議官が一日に帰国されました。その内容について、交渉の結果どういふやうなことが報告されたのか、また、不調に終わったといふやうなこともお伺いしておりますが、こういった点についてもお伺いをしておきたいと思ひます。それからもう一つ、今後の妥結への見通しというものはどんなふうにお考へになつておられるのか、この点をお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(木内昭胤君) 四月二十九日から五月一日まで柳谷外務審議官の一行が訪韓いたしました。韓国側と経済協力の問題について意見を交換し、日本側の考え方を披瀝したわけでございます。

これはことし前半から、すなわち三月十九日に日本側の考え方を提示しましたその延長線上のわが方の考え方、ぎりぎり詰めた考え方を先方に伝えたわけでございます。しかしながら韓国側としては、わが方の考え方に同調をすることまでは至っておりません。その意味では交渉は妥結をいたしたわけではございません。さりとて、不調に終わったかという御指摘でございますが、その点は決裂というわけで相別れてきたわけでございまして、私どもとしては鈴木総理以下関係閣僚が非常に御苦心されてまとめられた一つの考え方、これをやる先方に説明をしておるわけでございまして、その後も何とか韓国側としてもこの日本側のぎりぎりの考え方で納得してほしいと、くれぐれも熟慮してほしいということをお願いして引き下がってきておるわけでございします。

今後の見通しでございますが、したがって決裂ということではなく、継続協議ということでございますので、引き続き誠意を持って外交ルートで先方との話し合いを続けてまいりたいと考えています。妥結の見通しについては、これは私どもとしては必ずしも樂觀してはいないことを率直に申し上げておいた方が適当じやないかと思われまます。

○宮崎正義君 具体的にと言ったらちよつと無理かも知れませんが、事務レベルの立場。あるいはまた再度柳谷審議官を送られるといったような考え。大体いつごろの時点に目標を置き、いつごろの時点で円満妥結をしていけるような方向になるのか。その辺のスケジュールといいますか、そういったお考えをできたらお示し願いたいと思います。

○政府委員(木内昭胤君) 今次私どもが韓国側に

御説明申し上げた考え方は、三月十九日のわが方の事務的な提案の延長線上に乗っかっておるというところは先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。すなわち、日本側としてはほかの国との関係もあり、財政事情もあるもので、条件のいい円借款と申ししましても限られておるわけでございします。

したがって、いろいろ苦心をいたしまして、輸銀の金融であるとかあるいは市中銀行の金融を容易化するというような道を先方にお伝えしておるわけでございします。韓国側は御案内のとおり、昨今のきわめて厳しい経済情勢、それから国際的な債務の負担増、高金利による返済に当たつての重圧というもののから、やはり市中銀行とか輸銀というよりも、あくまでも条件のいい円借款あるいはこれに準ずる金額というものをできるだけ考慮してほしいというのが先方の一貫した立場でございます。そこで反りが合っていないという意味合いにおきまして、先ほど妥結に到達していないというふうに申し上げたわけでございします。

今後のタイミングでございますが、先ほど申し上げましたとおり、なかなか双方にとって困難な問題でございますので、いつごろの時点かということについてはお答えいたしかねるのじやないかと思ひます。なるべく早い方がお互いにとつていいということは事実でございますが、せいて事をし損ずるということもございします。いつごろというめどにつきましては御答弁申し上げるのを控えさせていただきますと思ひます。

○宮崎正義君 大変お骨折りでしようけれども、そこで大臣、この問題につきまして鈴木首相とどんなふうな話合いをなさつて処理をされているかというふうなお考え、この辺たびたびお聞きになったと思うんですが、その間の事情をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤重一君) 韓国はわが国にとりましては最も近いところにあります一番関係の深い国でございます。したがって、その韓国と友好関係になければならないということは、韓国にとつ

てもさうございしようが、わが国にとりまして最も大切なことだというふうに総理大臣としては考えておられると承知をいたしております。

そこで、このたび新しい政権が誕生いたしましたとともにわが国に対する経済協力の求めがあつたわけでございしますが、本来申せば、過去のある段階において韓国経済はすでにいわゆる離陸の段階を迎えまして、経済協力関係は民間にウェイトを置く、それではよろうという両国の合意がございしたけれども、しかしその後、最近における石油危機等いろいろな情勢の変化もあつて、新しい政権が改めてわが国からの経済協力を必要とすると言われたことについては、過去のそういう経緯はございしたけれども積極的に理解を示すべきだということを政府としては考えておるわけでございします。その場合、しかし政府としての経済協力についての基本的な考え方、あるいはこれから中期にわたつてのわが国の経済協力を割き得るところの財源、資源の制約等々これを無視して考えるわけにはまいりませんので、その範囲、その考え方の中で最大限の誠意を尽くすべきである、こういうふうな総理大臣としては考へまして、先般わが国としての考え方を柳谷審議官を通じて先方に伝えた、こういうことでございます。

繰り返して申し上げますと、いろいろ過去のそういう事情はございしますが、韓国の民生がさらに繁栄をしていくということは、韓国のみならず、わが国にとりましても大切なことでございしますから、できるだけこのことをこの際日本としてするべきであらう、こういう立場でございます。

○宮崎正義君 時間が参りましたので終わりますけれども、朝鮮半島というのは全体のことを取り上げて考えなきゃならないという点からいろいろ御質問申してお聞きしたかったのですが、時間が参りましたので、きょうはこれで私の質問を終わります。

○立木洋君 私のもい問題に関連してお尋ねしたいんですが、先般の柳谷外務審議官がおいでになつてぎりぎり精いっぱいのところを説明をされた、それに対して韓国側としては非常に厳しかったと外務省からいただいた資料の中には書いてあるんですが、いままでは日韓問題でいろいろおやりになつてこられた宮澤さんとして、韓国側のこういう厳しい態度ということについてどういうふうな御所見をお持ちでしょうか。

○国務大臣(宮澤重一君) それはこの二、三年來の世界経済の不調、その影響を韓国としても当然受けておりますから、したがって、何とかそれから脱却をして五カ年計画を完成していくということになりますと、まあ私どもがでけると思ひますよりはより多くのものをやはり日本に求めたい、そういう国と国の立場なり相手に対する理解というのはおのずからしばしば一緒ではございせんから、まあそういう考え方の反映ではないかと思つております。

○立木洋君 今回の日本側の提示がぎりぎり精いっぱい線だということですが、これは今後も妥協できない日本側としては当面考えられるぎりぎり精いっぱい線というふうな文字どおり解釈してもよろしいでしょうか。

○政府委員(木内昭胤君) 私どもはそのような考え方に立つております。

○立木洋君 つまりぎりぎり精いっぱい線だということと向こう側に提示したのが厳しい態度に遭つた。それで話し合いはそのまま継続に持ち込まれていく。これは日本側としていま新たに何か行動を起こすということではなくて、つまり韓国側から何らかの対応があるのをただ待つだけである、日本側としてはぎりぎり精いっぱい線を出したんだからあとは相手から何かの反応があるのを待つだけであるという意味でしょうか。

○政府委員(木内昭胤君) 先般の柳谷審議官の訪韓の際には合意には達しなかつたことは先ほど御答弁申し上げたとおりでございますが、結局別れ際に、韓国側としましては御納得いただけないか

もしれないけれども、私どもとしては精いっぱい
の努力の結末であるので何とかその辺十分検討を
され、熟慮の上韓国側の新たな考え方というもの
をお願いしたいということと別れてきておるわけ
でございます。

○立木洋君 宮澤さんが外務大臣のときからこの
日韓問題では私も再々お尋ねしたことが記憶にあ
るんですが、やはり対韓関係の問題になるとどう
も日本側が弱腰ではないか。金大中事件のときも
私は何回か政治決着の問題でお尋ねしたことがあ
ったと思うんですが、今度の経済援助の問題で
も、いまま言われましたように民間を中心とする
という形に移行することが両方で合意がされて、
そしてそれも積み上げ方式で過去の実績をやっぱ
り十分に考慮に入れなければならない。しかし、
今回の場合には必ずしも実績にこだわらないとい
う状態で突出した形での援助の額になった。それ
が提示されて、それでもまだ向こうが厳しい態度
をとつても、なおかつこれがぎりぎりの線です。か
ら何とかというような、そういう何と言いますか
外交姿勢というのが、結局は金大中事件の政治決
着などにも見られましたように、やはり日本側
が、極端な言い方をすればなめられると言いま
すか、今回の援助の問題についてのいわゆる韓国で
出されている新聞なんかでも、日本側の言ってい
る精いっぱい努力ということは何にもしないこ
とだということまで向こうの新聞では書いてい
るわけですね。だから、こういう外交姿勢という
のは私はよく考えてみる必要があるんじゃないか
というふうに思いますが、いままでのことも振り
返って、宮澤さん、どのようにその点お考えでし
ようか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 韓国はわが国にとりま
して一番近い隣の国でございます。長い歴史的な
関係もございますし、しかも最近においては不幸
な何十年かを持った、そういう関係を持った国で
ございませうだけに、人一倍私どもはやはり大切に
考えなければならぬ国であるというふうに思っ
ております。そういう物の考え方を何かなめられ

たというふうにごらんになるということ、それは
私も不本意でございます。やはり一番大切に
考える、話を曲げるわけにはいきませうけれど
も、相手の立場になつてできるだけ考えようと努
めることは私は大事なことでございまして、思っ
ております。

そのようなわが国の態度を韓国がどういうふう
にとつておるかということでございますけれども、
も、ちよつとたいたいま韓国の新聞等にあらわれ
た表現を御紹介になりましたが、韓国政府は決
して私はそう考えていないと思ひます。わが国の置
かれておりますいろいろな状況、ことさらに財政の
状況などを知るにつけては、日本としてもできる
だけ誠意を尽くしてきておるということ、これは
はわかつておるということ、このこと自身は今
も柳谷審議官に対して先方がわざわざ言つてお
られますので、その点についての私は誤解はある
まいと思つております。

○立木洋君 もう時間がないのでこの問題はまた
新たな動きが出た時点でお尋ねすることにいたし
たいと思ひます。

宮澤さんがおいでになつたせつかつく機会です
から、もう一つ別の問題でお尋ねしておきたいん
ですが、武器輸出三原則の問題ですが、アメリカ
に対する武器技術の協力の問題で何回か国会でも
議論になつてまいつたわけですが、最近の新聞の
報道を見ますと、対米提供踏み切るといふふうな
新聞の報道がなされておりますが、これが政府部
内としてはまだ統一見解が出るに至つていないの
か、ある程度煮詰まつてきているのか、またそう
いう問題に対してたとえは煮詰まつていないとし
ても宮澤さん御自身がどのようにお考えになつて
おられるか、そういう点でもしお聞かせいただ
けるのでしたら御説明いただきたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) この問題につきま
しては現在関係各省庁で検討を続けておりまして、
いつまでに結論を申し上げられるかということが確
たる日程としていただいませうと答へがでない段階で
ございまして、と申しますのは、大変に重要な問題

だと思ひますけれども、従来われわれがつつま
いりました武器輸出三原則、それから昭和五十
一年の二月にそれに関する政府方針というものを申
し上げたことがございまして、そういうこととア
メリカとの関連での日米安保条約等の条約、取
り決め、協定等々その関連をどういうふうにか
ていいかというところが非常に実はむづかしい問題
でございます。もうすでにかなり長い時間をか
けて各省庁が検討しておりますけれども、きょう
現在結論を見るに至つておりません。じつせん日
を過ぎしてはならないと考えておりながら、いま
のところまだ議論がまとまつていないということ
でございます。なお奮勵をして結論を急ぎたい
と存じますが、現在のところはそういう状況で
ございまして。

○立木洋君 その点御要望申し上げておきたい
んですが、これは先ほど来同僚議員の方からも指摘
されておりますように、いま軍縮が軍拡かとい
う重要な状況にある国際情勢の中で、日本の歩ん
で来た道、あの原爆の被害を受けた唯一の国民とし
て、何としても再びそういう事態が起こらないで
平和に世の中が推移できるようなことを願つてお
るということ、これは言うまでもないことだと
思ひます。ですから、日本でも軍事予算が厳
しく突出したという点についての批判も出てお
ることです。また国連軍縮特別総会を目前に控
えて、日本の政府がどういふ態度を発表するかとい
うことも、日本の国内はもちろんです。国際的
にも非常に大きな注目を受けています。私は思ひ
ます。そういう時期にやっぱ一つ一つな崩し
的に、つまり軍拡といひますか、アメリカの戦略
的な要求にこたえていくような方向に進むとい
うことはこれはきわめて遺憾なことであるので、こ
うした武器輸出三原則の問題についても、アメ
リカに対しても当然これはやっぱ厳格に守るべき
だ。いままでの政府の答弁の中でも「慎重」とい
うことは、これは原則的にはしないということだ
ということとさなされておるわけですから、同時
にこの武器輸出ということは武器の技術の問題に

ついても同様であるということも政府としては述
べられていた立場です。それから、こうした立場をやは
りきちつと貫いていただきたいということとをこの
際要望しておきたいと思ひますが、それについて
何か大臣の方で御所見があれば伺つて、私の質問
を終わります。

○国務大臣(宮澤喜一君) なお十分に検討いたし
たいと存じます。

○木島則夫君 条約の細かい内容については午後
の審議にゆだねるといたしまして、せつかつ宮澤
さんおいでになつておりますので、一、二点まず
御質問を申し上げたいと思ひます。

その第一点は、米ソ戦略兵器の削減交渉に関す
るアメリカのレーガン大統領の提案について、官
房長官としてこれを評価されるという談話を発表
をされております。いかなる点を評価されるの
か、その辺をもう一度確認をしたいということ
で伺ひたいのであります。

○国務大臣(宮澤喜一君) この問題はきわめて内
容が複雑でございますが、昨日外務大臣として評
価をしますと申しましたゆゑは、アメリカ側が戦
略核兵器の大幅削減を内容とする具体的な提案を
行つた、その点は軍縮を促進する上で建設的な
ものであらうと、こういう意味で評価をいたした
わけでございます。

○木島則夫君 戦略兵器削減交渉については、日
本人はもちろんならうとありますけれども、世
界人類のこれは悲願であらうと思ひます。あり
ますけれども、必ずしもその願ひどおりに進んでい
ないという、やっぱ一つつかえもつかえもたし
ています。いろいろ立場はあるでしょう。複雑な問
題は確かにあることは私も理解をしております。わ
けありますけれども、この時期にレーガン大統領が提
案をしたというその意味、そしてこれを機会に、
やっぱ日本外交はあらゆる場、その場がどこで
あれアプローチをしていく必要があると思ひます
であります。早くもタス通信あたりを通じて何かソ
連が否定的な態度に出ているような記事も散見を
しているわけでありまして、その辺について

はどんなふうな日本政府としてこれから働きかけをなさっていくか、お伺いをしたいわけでありませう。

○国務大臣(宮澤喜一君) この時期にという第一のお尋ねでございますが、もともとカーター政権時代にある程度話が進んでおりましてSALT IIというもののついて、御承知のようにいろいろな批評、批判がアメリカ側にございまして。したがって、今回決して遅きに過ぎたとは思いませんけれども、実はアメリカ側としてはやはりそれならばどう考えるのかということをお尋ねすべき段階にたつたと私考えます。それからさらに、しかしこの時期ということでございますし、また他方で中距離の核兵器との関係で多少NATOの国々の一部の国民の間にややいろいろな疑念を生じ始めておつて、アメリカの軍縮に対する姿勢というものを明確にしておくことが必要であらうと、そういう判断も働いたのではないと思ひます。

○木島則夫君 もう一つお尋ねをしたわけでありませうけれども、日本政府としてはいろんな場でアプローチを私さされるべきだと思ふんでありますけれども、具体的にどんなふうにお考えでございませうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) この点は、かねて政府としましては、先ほどもちよつと申し上げましたが、やはり軍縮の第一着手は核兵器をめぐるものであるべきである、そして現実的には米ソ間のバランスというものは無視できないものであると思ふが、しかしそれはなるべくその水準を下げていくべきである、こう考えておりますから、そういう意味で今回のレーガン大統領の具体的な提案は、方向としてその方向に沿ったものであると思つておるわけでございませうけれども、なお先ほどもお話のございました軍縮総会等々の機会を通じて、わが国のそういう主張を鮮明にしていまいたいと思つております。

○木島則夫君 次は、四月の八日の外務委員会で、まあ長官はここにもちろんいらつしやらない

つたわけでございますけれども、私は日米、日欧の経済摩擦ばかりに日本の関心が集まつていて、一番近くて一番大事なASEANとの関係がどうも希薄になつてゐるんじゃないかと、このことの危惧を申し上げたわけでございます。わが国とASEAN諸国との貿易額はこれは申し上げるまでもないんでありますけれども、わが国の貿易総額の約八分の一を占めてゐる、大変緊密な関係にあるわけでありませうけれども、八一年の場合にフィリピンが約二億ドル、シンガポールが約二十六億ドル、それからタイが約十二億ドル、わが国の大幅な輸出超過という状況であります。また資源国であるインドネシアとマレーシアに対してはわが国の輸入超過ということでありませうけれども、マレーシアとの間の入超過は縮小の傾向にあるというふうにも聞いております。こういうたわが国の大幅な輸出超過を背景に、インドネシアのサイディマン駐日大使が、これは自民党のA.A.研でおつしやつた

そうでありませうけれども、日本は欧米のことしか頭にない、こう発言をするなどASEAN諸国を初めとしたアジア諸国から、日本は大幅な貿易不均衡を放置してゐるという非難が高まつてゐると、こういうふうな聞いてゐるわけでありませう。これに對して政府は、近くまとめる市場開放措置の第二段の中で、開発途上国への貿易経済上の配慮の基本方針を盛り込むということでありませうけれども、具体的にどういふ配慮をしようとするのか、この辺はどんなものでありませうか。これは私質問通告をしてございませうんで、宮澤大臣でなくともちろん結構でございませうのでお答えをいただきたい。

○政府委員(木内昭胤君) 最近の世界経済の低迷から、インドネシアにおきましても油の減産を図るとか、ノンオイルの一次産品の輸出がきまつて停滞するといふようなことで、プラスチック樹脂が随所に起つておることは事実でございませう。しかしながら、私もとしましてはASEAN重視といふことは毛頭ございませんで、昨年の一月に鈴木総理が最初の海外訪問の地とし

てASEANを選ばれたことはその証左であるかと思ひます。ただいま御指摘の貿易上のインバランスにつきましては、シンガポールにつきましましてはこれはシンガポールが日本から材料機械等を輸入しまして再輸出をするといふことから、当然構造的に対日入超になることは避けられないわけでございます。フィリピンにつきましましては年によつて変わり、おおむね均衡がとれておる。マレーシア、インドネシアは先ほど申し上げました経済の停滞から輸出が伸び悩んでゐるというところでございませうけれども、依然として彼らの黒字基調で推移いたしてゐます。したがいまして、残る問題はタイでございます。これは二十年の方私どもの頭を悩ましてきておるわけでありまして、なかなかタイの産品買付けにも限界があるわけでありませう。しかしながら、私もとしましてはタイに對する経済協力を通じまして、すなわちタイの貿易輸出促進センターを建設する、そこでタイの輸出振興を図るといふようないろいろ細かい配慮も行ひまして、インバランス解消というわけにはまいりませうけれども、じみちな努力、これはタイの関係を評価いたしておるところでございませう。

○木島則夫君 大まかに私流にまとめさせていただきますと、援助額の増大、それから民間投資の拡大、熱帯産品等アジア産品の関税貿易上の優遇措置など、こういったことを軸に貿易摩擦の回避に全力を挙げるといふふうな受け取つてよろしゅうございませうか。

○政府委員(深田宏君) 大筋の方向といたしましては先生御指摘のようなことでございませう。具体的には、現在市場開放措置につきまして関係省間で具体策を策定中でございませうので、申し上げることは適切でないかと存じますが、アジア諸国を含む開発途上国に對する配慮を盛り込むといふ方向でせっかくな努力をいたしてゐる次第でございませう。

○木島則夫君 また、ASEAN諸国との協議の場としましては、六月八日からの対インドネシア

政府間援助協議であるとかあるいは六月の十七、十八日にはASEAN拡大外相会議といふのがございませうね、こういう場があるのではありませんけれども、どのように対応する所存か伺いたい。

さらに六月の四日からのベルサイユ・サミットに先立つて、こういったアジア諸国の要望を聴取をしてサミットに反映させる考えがございませうのかどうか、この辺もあわせて伺つて、もう私の時間でございますので、ひとつお答えをまとめたいと思ひます。

○政府委員(木内昭胤君) 六月八日の対インドネシア援助国会議につきましては、これは経済協力の問題に集約される場でありまして、五十七年度の援助につきまして協議することになっております。六月十七、十八日のASEAN拡大外相会議がシンガポールで行われまして、櫻内大臣はこれに御出席の御予定でございませうが、そこで最大の問題点は、インドシナ半島の情勢すなわちカンボジアの問題でございませう。しかしながら、その機会を利用して日本とASEAN五カ国との問題あるいは個々の国との問題も議せられるわけでございます。昨年のASEAN拡大外相会議におきましては、たとえば難航いたしてあります

す協定の促進実現について対日要請がありまして、日本側としても最大限の協力を示したことがございませうが、それと同様の角度におきまして、二国間の経済貿易上の問題も取り上げられてしかるべき場であるわけでありませう。

それからサミットに向けてのASEANとの関係でございますが、これは目下サミットの議題等についての準備が進行いたしておりますので、その進行状況を勘案しましてASEANと連絡をとるといふことは考えられるわけでありませう。たとえばASEAN在京大使五カ国の結束連絡は非常によろしいわけでありまして、いつでもこの在京の大使方と相談することは可能でございませうし、また出先駐在大使を通じてASEAN政府の意向を即刻聴取することも可能になっておるわけでございます。

○木島則夫君 時間でございますから結構でございます。

○委員長(稲嶺一郎君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時四十分休憩

午後一時三十二分開会

○委員長(稲嶺一郎君) ただいまから外務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○松前達郎君 午前中、南極関連の問題で質問させていただいたんですが、日本・インドネシア租税協定について二、三お伺いしておきたいと思うんですが、大まかに言って、この租税協定によって非常にいろいろな問題がある中で解決をされていく問題、両国にとって利益になる問題というのを強いて大きな面で挙げていくとどういふものがあるか、それについてちょっと説明してください。

○政府委員(藤井宏昭君) この協定は、両国の経済活動その他の活動を通じて生じます二重課税を回避し、あるいはそれが生じた場合にそれを排除することによってございまして、具体的にはいま先生の御質問のどういふ点にそれが特にあらわれるかということにつきまして申し上げますれば、一つは、事業者につきましては、その恒久的施設というものの定義を明確にしておきまして、その恒久的施設が存在する場所において課税するという原則を立てておることによってござい

けれども、出張者等の短期滞在者、たとえば学生とか教授あるいは訓練生という方々につきましまして、その滞在期間等を定めまして、一定の条件のもとにおいて相手国において免税されるという措置をとっております。さらに、インドネシアが行っております特定の外資導入のための優遇措置に関連いたしまして、その優遇措置の効果が無に帰さないように、いわゆるみなし所得課税というものが導入されておまして、その結果、その優遇措置の分につきましては投資を行った企業が租税上優遇されるというものを規定しております。この最後の点はインドネシアにとって特に利益になる点だと存じます。

以上申しました点がそれぞれ明確化され、租税の二重課税が回避あるいは排除されるということによりまして、経済上あるいは人的、文化的交流が活発になり得る、その基盤をつくるという意味で本件が両国にとって利益するものと存じます。

○松前達郎君 そうしますと、いまここでは日本とインドネシアの租税協定という二国間の協定なんですけれども、これと全く同等のもので、各国との間にやはり経済交流なりいろいろなものが活発になればなるほどこういう措置をしておくと必要があるんじゃないかと思うんですが、これと全く同じような内容でその他の国で一体どのぐら

い結ばれているかですね、現在。

○政府委員(都甲岳洋君) 現在わが国が締結しております二重課税防止のための租税協定は三十二ございまして、それから、ポーランドとの協定につきましまして国会の御承認をいただいておりますけれども、まだ批准手続が終わっておりませんので、それを加えますと三十三でございます。

○松前達郎君 そうしますと三十三、うち未批准が一つということですね。これは今後日本の将来の問題を考えたとき、たとえば貿易立国だとかいろいろ問題もあるかもしれないけれども、そういったものを含めて、こういった租税協定というのは今後まだ結ばれていない各国との間にふえていく傾向にあるのか、あるいはふやそうという意

図があるのか、その辺ひとつお願いします。

○政府委員(都甲岳洋君) このような租税協定を締結いたしますときには、やはり相手国との経済交流の実態あるいは人的交流の実態等を勘案しつつ、その必要性があるかどうかというものを判断した上で交渉の機運が生じてくるわけでござい

すけれども、今後ともそういう意味で、経済交流がかなりありあるいは人事交流があつて、このようないし人事交流を盛んにすることによって経済交流なは、随時協定の交渉を行い、協定を締結していくというのが政府の方針でございますけれども、現在交渉中でございますのがソ連及び中国でございます。それからフィンランドとの協定の交渉も予定に上っております。ちなみにスウェーデンとの間では、従来ございまして協定を改正するための議定書につきましてイニシアトルを行いましたので、このスウェーデンとの改正議定書につきま

しては来国会で御承認をいただく予定にいたしております。このように、必要に応じて協定がふえていくものと存じております。

○松前達郎君 それでは次に、日本とスリランカの投資保護協定に関連して質問いたしますけれども、これは日本が結んでいる協定としては二つ目だということをお話したわけなんです、さっきの租税協定と違って比較的新しい範疇に入るんじゃないかと思うんですが、これで一応安定した事業が遂行できるという意味では保護をするということが非常に重要であることはもちろんなんですけれども、最近はどうもうっかりすると国有化というのをばさつとやってくるところがときどきあるものから、そういう事実がいろいろあちこちで起こつてくると、やはり投資等についても非常に警戒をする向きが出てくるわけですね。で、この協定が事業の国有化などの動きに対して保護的な効力を持つのかどうか、その点いかがですか。

○政府委員(都甲岳洋君) 先生御指摘の点がまさにこの投資保護協定の中心的な役割りであると思

うわけでございます。投資保護協定の主な目的と

いたしましては、相手国におきましての投資環境を整備することにより、特にその投資についていろいろな面から保護が与えられることにより、民間企業家の投資を促進するという効果を持つわけでございまして、その中心となる点は、やはり相手国におきまして収用、国有化等の場合にこれに対して適切な補償が行われるということを確認すること、あるいは利潤の送金等の自由を認める制度を設けること等にあるわけでござい

けれども、今回の投資保護協定におきましてもその点を明記しているわけでございます。

○松前達郎君 そうしますと、国有化等についてもこれは二国間でお互いに合意してつくるわけですから、当然そういうことをやるということも前提にしてこの協定が結ばれるわけはないんですね。恐らく国有化の場合は、何か特別な状態になつてくるという状態のときに行われるのだと思

いますが、この保護協定はその二国間の紳士的なお互いの取り決めであつて、第三者がどこか担保するとか、たとえば国連が担保するとか、国がた

さん入つていれば別ですけども、二国間の場合はこれは協定の基本的問題かもしれないんですが、何か適当な担保するものがあるんですか、第三者としてですね。

○政府委員(都甲岳洋君) 従来ともこのような民間投資と相手投資国との間の紛争につきましましては、ワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約というのがございまして、この条約に基づきまして世界銀行の中に投資紛争解決国際センターというの

がございまして、そこに訴えをすることができると、その仕組が存在していたわけでござい

付すことができるわけでございます。この際、この協定の手続によつても相手国は直ちにこれに応じなければならぬという義務を負うわけでございまして、そういう意味では第三者的な仲裁の手続がこの条約の中においても確保されていると、こういうことになっていくわけでござい

○松前達郎君　そうしますと、いままで、これは日本にとつては二つ目だということが最初にありましたが、こういった種類のものでは、仲裁みたいなものが発動しなきゃならなかった事実というのはいままであるんですか。

○政府委員(藤井宏昭君)　御指摘のように、二国間の協定としては二つ目でございまして、協定に基づく発動の事例は当然ないわけでございまして、けれども、このワシントン条約につきましては日本は何年か前にこれに加盟しておりますけれども、この条約に基づく仲裁の事例があつたということとは具体的に承知しておりませんので、特に目立つたものはなかつたのではないかと推測いたしております。

○松前達郎君　そうしますと、特に問題はこれに類するものではあつたか、実はその辺はどうもいいたくない、そういうものが実際発動されるという裏づけがあるということですね。それでこの協定そのものがもう一つ別の角度から担保されているんだということでも理解していいですね。

○政府委員(藤井宏昭君)　先ほどの点、ちよつと訂正させていただきますけれども、この条約に基づいた係争案件というのが三件ございまして、そのうち二件が解決したということでございますので、この事例はそれほど多くないということでございます。

(委員長退席、理事鳩山威一郎君着席)

○松前達郎君　そうしますと、これは二つ目だということになっていきますが、今後これと内容が同じようなものをスリランカ以外の国と日本とが結んでいくという、そういう計画はいまあります

○政府委員(藤井宏昭君)　このスリランカとの投資保護協定に類似したものができるだけ多くの国々と、条件が許せば結んでいきたいということでございます。すでにASEAN五カ国、それから中国との間で話し合いに入っております。

○松前達郎君　ASEAN五カ国、中国、これは実際に相手国との間に何らかの草案をまとめるための話し合いに入っているというわけですね。

○政府委員(藤井宏昭君)　マレーシア、タイとはそれぞれ二回会合をしております。それから、シンガポール、フィリピン、中国とはそれぞれ一回会合を行っております。インドネシアとはまだ会合を行っておりません。

○松前達郎君　午前中の質疑の中でもあつたんですが、やはりASEANとかそういったわれわれのごくひざ元の国との経済関係というのは非常に今後重要になってくるし、いまわれわれの安全保障というのは大にみんま寄りかかっているような感じですが、将来は恐らくアジアの諸国との間に集団的な安全保障というものが当然考えられるはずだと私は思っております。そういう意味からやはり経済交流とか、あるいはアジアの諸国そのものがさらに経済的に発展するような段取りというのを日本としても考えてあげないといけないし、そういう具体的な行為を実際にするべきだと私は思っている。今後このような協定がいまおつちやつたような国々と結ばれて、そういう協定に基づいて投資その他が順調に行われる。ただ日本が投資して付加価値で上げたやつを日本が吸収しちゃおうというんじやこれは話になりませんけれども、やはりその国自身の経済発展のために必要だということもありますので、こういう面でも、そういう協定の今後の締結というものが期待されているんじやなからうかと私は思うわけでありまして。

午前中に南極の問題を質問いたしました。南極についてはまだ二、三ありますけれども、一応協定二つ、さらに南極の動植物保護法についての

質問、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○戸叶武君　スリランカとの協定は、いままでスリランカの公使なり何なりは非常に熱心に日本に近づいてきたが、日本人はあそこにおける水力電気の問題でもあるいは水源開発の問題でも、余り耳を傾けるゆとりがなかつたようです。

それは、一つはフランスに留学した優秀なインテリがトロツキストで、夫婦ともあそこ政権を握っていた時代がありましたのでその関係かとも思いますが、私は一九二九年、船でコロンボを訪ねたことがありますが、そのときに宝石屋の主人に非常に好かれて、どういう関係か自分人相を見

るんだが、自分のところに戴冠式に来た東郷さんと乃木さんというのとはまことに人格、人相のいい人だった。それで、サインしたサインブックがあるが、あなたもそれにサインしてくれと言ふ。これは無名のまだ学生だからそんなものにサインはしないと言つたら、どうしてもしてくれと言ふのでした。その後三回ほど訪ねるごとにそのサインブックを見て恐縮しておりますが、東南アジアにおいては何といつても戦後の十数年ぐらゐというものはプリミティブなナショナリズムとコミュニティあるいはアナルコサンジカルイズム、そういうものがごつちやになつて入り、トロツキストの世界革命主義の影響もずいぶんフランスやアメリカから強いものでした。

コロンボから寝釈迦のキャンデーで有名な湖のほとりに眠るがごとくお釈迦さんが大往生したという場所を訪ね、あそこ国立大学が一つ設けられ、その大学の紋章は十六の菊の紋でしたが、これはベナン、香港で育つたアラブ人が中国の華僑出身の人と結婚してそれをつくつたのですが、そこへ案内されたのはいいけれども、日本人がベナン島においてどれだけ残虐な仕打ちを華僑やなんかにした、耳に鉛筆を入れたり鼻に鉛筆を入れたり、そういう拷問みたいなことをやって、一種のサディズムであるが、そうやってわれわれの両親は殺されたという話を聞いている間に、何かど

うも寝釈迦の、アシヨカ王があそこへ移したというけれども、泊まつていけというので泊まつたが、蚊には食われるし、何か薄気味の悪い感じがしたんですが、あそこ唯一の大学は国立大学で、それがライフの編集部みたいな一人一部屋の非常なすぐれたエリート養成機関のようにされているけれども、みんな中へ入っているのはトロツキストがおおむねであつて、そうしてマルキシズムよりも過激なトロツキストの世界革命に酔ひしびれているようなプリミティブなナショナリズムと民族独立の単純なマルクス・レーニン主義が狂喜乱舞した姿を見ました。その後ベルマの首都ラングーンで催されたアジア社会党大会に出たんですが、インドのブラジャー社会党のアシヨカメタ書記長だけは民主社会主義のロンドン大学のハロルド・ラスキー教授の影響なんか受けて、民主社会主義というものをわかる人もいないんで、とにかくこれは今後の十年、二十年いろいろの意味において試行錯誤を経なければ近代化の道は開けないんじゃないかというふうに感じましたが、しかしいまだとずいぶんスリランカも落ちつきを戻し、そうして自分の国を他からの若干の技術援助なりいろいろの援助を受けながらもやはり国際的な信義を重んじて、そうして大地に根のついた近代化路線をつくらなければならないというところへきているのは事実です。そういうときに非常に日本がいろいろな経済摩擦という名で何もかも裸にされて、ついでに日本憲法なんというものは無視して軍事費も増大しろというふうなむちやなこと

りますし、近海漁業ももう少し力を入れると相当な成果が上がるという事はわかつていますが、恐らくは石油関係の路線の保護という形で、いろいろな点で軍事的な基地的な、日本がそこへまかり出るような外圧の掃き掃きがなされているのだと思います。

いろいろな意味において自分の国を守る責任はあつても、それ以上にいま世界を軍拡競争の中にのみ埋没させないで、やはりヤルタ体制的な米英ソのなれ合いで両方は戦争はしない。けれども核兵器をとにかく持つて力のバランスをとらなきゃならない。そんなバランスなんかとれるものじゃない。結局幾たびかのワシントン軍縮会議、ロンドン軍縮会議で失敗したのは、軍縮とは名ばかりで裏では相手を飛ばす競争ばかりがなされていたのがいままでの軍縮会議です。しかし今度は私は違ふと思います。人類の破壊というのを考えたならば、自分の国のことだけでなく、だれか米ソに対してもこの大きな考え方のチェンジをやらして、ヤルタ秘密協定のようなやり方でなくして、やっぱり国連憲章で再び戦争をやらなくして世界じゅうが誓つた、そうして平和維持機構として国連をつくつたあの方向で、あれもいろいろ小さな国々が勝手なことを言うので、とてもこれはここじやまとらぬというふうにアメリカも腹を立て、ソ連と組んでまず核兵器の持つてゐる国のバランスというけれども、もうバランスは破れてしまつてゐるんです。バランスといつても結局はアンバランスな形になり、相手を凌駕してすきあらばたいちやえという感じでは地獄への道以外にないし、もうソ連やアメリカの考える真の——

鶏はよくけんかするとしりだけ出して頭だけを突っ込んで姿を隠しています、世界じゅうがみんなわかつてしまつたんです。手品の種はわかつてしまつたんです。

そういう意味において、わかつてゐるけれども一気になんかふにいかないけれども、どうやって世界の人々の納得を勝ち得るような平和共存体制をつくるかというのが目下の急務だと思ふん

です。単なる石油路線あるいはアメリカの要請するところのあのソ連の脅威に対して備えなければならぬという形だけでなく、本当にセイロンの人たちが、あのアショカ王の子孫たちが仏教を奉じてあそこを眠るがごとく大往生を遂げたいというふうな悲願を込めた私は桑田地だと思ひます。そういう意味において、これがモデルになるような、いつてもいろいろなことをやるときに、日本にとつて、アメリカの要請に対してこれが軍事的に重要だということも幾らか考えないわけにはいかないでしょうけれども、それだけではもう国民が納得しない。やつぱりそういう形においてモデル的なものをつくつていかれんことをお願いします。

私は、昭和二十八年の第一回アジア社会党大会に出る前に、スリランカ（セイロン）を経てインド及びパキスタンを訪ね、ビルマのラングリンの大会に出席しましたが、セイロン島ではアメリカのリーダース・ダイジェストが紹介したジャバニーズ・クズについて、荒地地に種をまくとそれが一番緑化に便利だということで取り寄せてみたら、よく見れば、セイロンにあるクズとジャバニーズ・クズは同じものであつた。やつぱり奈良の大仏がサラセンの人やあるいはこのセイロンの人も行つて協力したんじゃないかというのを回想すると、やはりジャバニーズ・クズは日本にもあつたかしのれないけれども、セイロンのものと同じだといふのでびつくりしたと言ひましたが、そういう意味においてやはり相手の人々の立場、相手の人々の願い、そういうものをお互いに満たし合ふという形で今後技術経済協力もやつてゐてもらいたいと思ひます。宝石なんかいろいろの意味においてセイロンは山のごとくありますし、海の中にもあるでしょう。魚も宝庫です。問題は魚を食う人が少ないことであります。いまでは食わざるを得なくなつております。私はその土地の住民の心をくみ上げて、それへの願いを満たすことを第一にしていく方が物事は成功するんじゃないかというふうに考えております。

それに対してどうでしょうか、農林省やあるいは外務省では、幾らでもあそこは発電ができるんだが、水力発電では金がかかるから、金がかつてもあそこはこのごろは石油も安くつたし、それから石炭もあるし、あるいはサンシャイン計画も可能であります、外務省ではそういうようなことはどういふふうな調べておりますか。

○政府委員（藤井宏昭） スリランカの発電でございますけれども、スリランカ政府は二つの大きなナショナルプロジェクトを持つておりまして、一つはマハベリ川開発計画、それからもう一つは大コロンボ都市開発計画でございます。このうちマハベリ川開発計画といふのは、スリランカで最大の河川でありますマハベリ川を総合的に開発いたしまして特に電力、水力発電をつくりまして、同時に、ここに灌漑等を通じて食糧の自給を達成したい、それによつてスリランカの大きな問題でございまして雇用の確立をしたいという事業でございまして、この事業につきましても、日本政府としては種々協力していきたいといふふうに考えております。

○戸叶武君 次に、南極の動植物の保存に関する法律案と、それから南極における案件が出ておりますが、私は南極の問題に急に触れ出したのも、何かあれを軍事的な形において利用しようといふ伏線が存在するんじゃないか、先手必勝といふことと早く手をつけておいた方がいいんじゃないかといふような試みが各国においてもなされてゐるよう思ふので、「行きはよいよい帰りはこわい」という童謡がありますが、何かだんだんにやわらかなところから入つていくけれども、南極まで軍事基地化するようなことになる、やはり私は非常に不幸な結果を招かないとも限らないと思ふんですが、動物愛護、鳥獣愛護まことに結構ですが、そういう御心配は余りないですか。

○政府委員（都甲昌彦） 先生御指摘の南極を軍事的に利用する意図があるのではないかという御懸念でございしますが、現在締結されております南極条約におきましては、そのところを特に懸念いたしましたして、第一条におきまして、「南極地域は、平和的目的のみに利用する。軍事基地及び防備施設の設定、軍事演習の実施並びにあらゆる型の兵器の実験のような軍事的性質の措置は、特に、禁止する。」といふことで、明確にこの点は禁止されておるわけでございまして、そういうことで、南極地域は平和目的のためにのみ、あるいは科学的研究のためにこれを使うということが各関係国間の明確な合意になつておるわけでございまして、ただ、そのような平和目的のための科学的研究のために軍の要員あるいは備品を利用することは妨げられておりませんので、そのような研究活動に参加する要員として軍隊の要員が参加することはございまして、その一条の一項において明確に規定されておりますように、この軍事的性質のための利用といふことは明確に禁止されておる状態でございまして、でございまして、そのような懸念はないものと私は考えております。

○戸叶武君 私が昭和二十八年参議院議員に当選したときに、オックスフォードグループの人たちからアメリカにおける講演を頼まれて、そしてシヨラムホテルの大会で、私はやはり真珠湾攻撃の真相も知つていますが、人に嫌がられることは余り言ふのもどうかと思ひましたけれども、少なくとも核兵器を広島、長崎に落とすというやり方によつてソ連を軍事的に強力にせき立てるやり方、その後におけるソ連と結んだ軍事秘密ヤルタ協定、これが私は第二次世界戦争後における最も悪悪な国際関係を生み出した原因になつてゐるんじゃないか。第一次世界大戦後のベルサイユ会議においても、アメリカはモンロー主義を共和党が掲げて、あえてわれわれの子弟を砲門の前に立たしめた者はだれかというふうなスローガンを掲げてウッドロー・ウィルソンを破り国際連盟から脱退をしていつたあの婦人の力、そして若者がヒトリスムになつて戦争の絶望感の中に混迷してゐる姿、それから世界から、世界の警察官になつたんじゃないかなわなと言つてゐるが、その後、実際に

懸念いたしましたして、第一条におきまして、「南極地域は、平和的目的のみに利用する。軍事基地及び防備施設の設定、軍事演習の実施並びにあらゆる型の兵器の実験のような軍事的性質の措置は、特に、禁止する。」といふことで、明確にこの点は禁止されておるわけでございまして、そういうことで、南極地域は平和目的のためにのみ、あるいは科学的研究のためにこれをを使うということが各関係国間の明確な合意になつておるわけでございまして、ただ、そのような平和目的のための科学的研究のために軍の要員あるいは備品を利用することは妨げられておりませんので、そのような研究活動に参加する要員として軍隊の要員が参加することはございまして、その一条の一項において明確に規定されておりますように、この軍事的性質のための利用といふことは明確に禁止されておる状態でございまして、でございまして、そのような懸念はないものと私は考えております。

○戸叶武君 私、昭和二十八年参議院議員に当選したときに、オックスフォードグループの人たちからアメリカにおける講演を頼まれて、そしてシヨラムホテルの大会で、私はやはり真珠湾攻撃の真相も知つていますが、人に嫌がられることは余り言ふのもどうかと思ひましたけれども、少なくとも核兵器を広島、長崎に落とすというやり方によつてソ連を軍事的に強力にせき立てるやり方、その後におけるソ連と結んだ軍事秘密ヤルタ協定、これが私は第二次世界戦争後における最も悪悪な国際関係を生み出した原因になつてゐるんじゃないか。第一次世界大戦後のベルサイユ会議においても、アメリカはモンロー主義を共和党が掲げて、あえてわれわれの子弟を砲門の前に立たしめた者はだれかというふうなスローガンを掲げてウッドロー・ウィルソンを破り国際連盟から脱退をしていつたあの婦人の力、そして若者がヒトリスムになつて戦争の絶望感の中に混迷してゐる姿、それから世界から、世界の警察官になつたんじゃないかなわなと言つてゐるが、その後、実際に

懸念いたしましたして、第一条におきまして、「南極地域は、平和的目的のみに利用する。軍事基地及び防備施設の設定、軍事演習の実施並びにあらゆる型の兵器の実験のような軍事的性質の措置は、特に、禁止する。」といふことで、明確にこの点は禁止されておるわけでございまして、そういうことで、南極地域は平和目的のためにのみ、あるいは科学的研究のためにこれをを使うということが各関係国間の明確な合意になつておるわけでございまして、ただ、そのような平和目的のための科学的研究のために軍の要員あるいは備品を利用することは妨げられておりませんので、そのような研究活動に参加する要員として軍隊の要員が参加することはございまして、その一条の一項において明確に規定されておりますように、この軍事的性質のための利用といふことは明確に禁止されておる状態でございまして、でございまして、そのような懸念はないものと私は考えております。

世界との関係なしにアメリカも存在できないので、結局ソ連とアメリカが核兵器を持ちお互いにバランスのとれた一つの調整、秘密協定によって核を持った国が世界を支配する、中国もフランスもオミットしてしまつた。それがフランスと中国の、核を持たない連中ばかりにされてしまつたというので、ドゴールなりあるいは毛沢東なり周恩来たちがやはり核を開発したんだと思ひます。

辻政信君は、上海時代からの私の親友でしたが、彼は中国で核が開発されたんだという話があり得ないことだ、ぼくは想像できないと、しかし核が開発されたとなるといままでの大陸戦略というものが根本的に改められなくちゃならないから、どうしても新機軸なりなんなり核が開発された地点に行つてみたいと言つて、そんなことやめなさい、今度は殺されますよと言つたらそのとおり殺されましたが、戦争というのは人間をけだものにしちゃうんです。

ジャンヌ・ダルクだつて、りっぱにセント・ジョンになつていますが、バーナード・ショウとジャンヌ・ダルクのいろいろな話を彼がして、「セント・ジョン」を書いた時分に承りました、やはりバーナード・ショウの説によると、この氣違ひ女が一人夢中になつてオルレアン城を守つたばかりに、神がかりのキツネつきのようなのになだけひい目に遭つたかたしれないというので、イギリスのあの戦場へ行つた連中は彼女を輪姦したそうです。けだものです。セント・ジョンはけだもの、の獣欲の犠牲になつても、その志というものはやつぱり大衆の中に芽生えて、フランスの独立を守つてくれた人だという信仰を生み、やはりそこにセント・ジョンとあがめられるような一つの聖女の誕生となつたんですが。

私は戦争を見ていて、戦争の中を刀もピストルも持たずに、この戦争には負けるということと和平工作のために一貫して中国と日本の間を六年間往来しましたが、本当にけだものです。満州でも太湖の湖畔でもいまだにこのけだものの獣欲に対しては恨みをみんな持っています、消えません。

消えているように言うのは、戦争であるからまあ仕方がないと言つてそれをがまんして、長髪賊の乱以後幾たびかアヘン戦争をやりましたが、破れてしまつたが、日本だけはとにかく近代化に成功したんだから、日本の悪いところはマージャン賭博やゴルフ賭博なんかに憂き身をやつしている道徳的退廃は許しがたいけれども、それに目をうつぶつて、そのいいところだけを学ぼうとしているのがいまの中国の姿勢です、わからない方もありますが、文天祥以来の、事の成敗でなくて、烈々として三千年の文化、道統を維持して中国のモラルを、生命力を維持していこうという近代化路線というものは、新聞やいわゆる中国通というやつが皆、香港情報のようなとんちんかんなことばかり書いていけるけれども、私は、幾多の試行錯誤をやつたが、あの日本が李鴻章やあるいは袁世凱や西太后をたぶらかして、賄賂取りの名人、ああいう官僚、軍閥を使つて中国を疲弊させたことに對しては戦わざるを得ないと言つた孫文一派の一つの民族完全燃焼の辛亥革命の執念、あるいは国共合作——日本人は国共という言葉にとらわれるけれど、国共という、毛沢東がどうだとか周恩来がどうだとか劉少奇がどうだとかいうのよりも、民族が完全燃焼してこの熱氣によつて枝葉末節なことを揚棄して、そこに新しい一つの道義、生命力を躍動しなけりやいけないというのがいまの私は中国人の決意だと思ひます。

日本で幾ら言つたつて、革新陣営に言つたつて自民党に言つたつて、よいいなことを言うやつだというぐらいい、いまでは政治は金がかかる。やはりずうずうしい、悪いというのを知りながらも、いまのこのとうとうたる時勢にはやはりこの手以外にないやないかというふうに考へておる模様もありますけれども、これでは米ソ兩國が世界から信用されないで孤立化の道へ行くと同じように、日本の前途というものはもう少し反省がないと新しい歴史を創造できない。軍縮議員連盟の世話役だというのが韓国の軍部、アメリカというんじや目立ち過ぎるから、その外圧には弱いか

らアメリカが言うどと露骨だけれども、思い切つた金を安保条約あるいは軍事同盟を結ぶかわりに、軍事協力をやるために金を出したらどうだなんてよいけいなおやつかいでしょう。

私は、いま簡単に十年や二十年で南北朝鮮というものは片づかないと思ひます。しかし、民族の悲願は民族の統一以外にないことは西ドイツと東ドイツでもわかつていいるはずだ。いまの私は、一番日本が邪心を持たないでアメリカなりイギリスなりヨーロッパなりを揺さぶることができるのは、悪いことを何にもしないので、ヨーロッパの中原に国をつくつていたがゆえにナチスにおいては虐殺され、ソ連においては強制労働によつていたげられ、民族独立の日を、光を与えないで、——きょうのニュースだと、何かポーランドに起こりそうだと言ひます。起こるのがあたりまえです。ヤルタ協定の米ソが精算なしに、ポーランドの自由と民族独立と生活の保障なしにポーランドを犠牲に供してよいというやうな神の言葉がどこにあるか。どこに新しい世界、グローバルな時代の世界新秩序の方向づけがあるか。ポーランドの軍部ですら、ポーランドがヤルタ協定打破というところまで踏み切つたときには、ソ連の近隣すべてがこれに呼応してくる危険性があるからポーランドには兵を入れないでくれと言ひるのは、ソ連に追従している軍部の指導者ですらその危機を悟つていいるんです。総評でも農協でもポーランドに食糧を送れ、飢えたるポーランドを救えというかけ声で立ち上がったあのヒューマンイズムはどこに消えたんですか。外務省あたりで、その辺の診断はどう見ていいるんですか。

○政府委員(田中義男) ポーランドの情勢につきましては、たとえば今月初めにもいまの軍政に對する国民の不滿のあらわれというやうな形で示威運動が起こつたりしておりました、ポーランドの事態が改善されるためには国内の諸勢力の間に国民的な合意が達成されることが必要であるというふうに考へております。ただわが国としましては、国際政治の最も基本的な枠組みが今日におい

ても米ソを中心とする東西関係であることは否定できない冷戦事実でございますので、こうした現実の中で自由と民主主義という共通の理念を有する西側諸国と協調しながら、ポーランド問題の解決のために引き続きソ連に對して自制を求めるとともに、ポーランド当局に對しても国内諸勢力間の民主的な話し合いを通じて問題を自主的に解決していくように求めていく考えでございます。

○戸叶武君 農林省はいま日本の食糧をヨーロッパ並みの自給率、少なくとも最低四割以上は維持しなければならぬという、これを無視してはやはりいまの、政府もなかなか工業製品を輸出するそのアンバランスを——中間選挙において南部の大規模農業をやつていいる農民の票というものがレীগンさんも欲しいので、結局それに従わざるを得ないやうな、従つてしまへば政府も吹っ飛んでしまふやうな、非常にやはり食べ物あたりというのはこわいんですからね。あらゆる暴発は革命から起きるんじゃないんです。やはり食糧暴動がきつかけです。ポーランドにおいても私は麦秋のころというのが非常に危ないと思ひますが、日本では一体いま食糧はどれぐらゐ余つていいるんですか。いつまでとつておいても食べられなくなつてしまふんだから、えさ米に使おうが何にしやうがそれこそ本當の古米であつても、やはり最も有意義に、人間の愛情、自由、民族独立の悲願というものに對して逆らつては世界に對する平和共存の姿勢というものは崩れていくし、これにはソ連も妨害できない。アメリカも若干文句を言うかしれないけれども従つてしまふ。

いままでアメリカはサイロがいっぱいになつていて、何用にでもしなけりやとでも小麦がはけなないやうな状態のときに、サイロを必要としなく、冷蔵庫を必要としないから南極へ持つていくよりしやうがないだらうというやうな話まであつたが、いまはアメリカにおいて林立したサイロはほとんどない。ほとんどがみんな完全にソ連に送り込まれていいる。今度のアルゼンチンもそうでしょうが、いろいろなところから小麦なり何なり

食糧を買って、そうしていろんなところに、ピンはねというかそれぞれのおこぼしをやっていくのを、逆に今度はそれを使ってソ連が、食糧というものは完全に等しいほどソ連に入ってくる。その路線の中に私は、アフリカなりいろいろなところにおいてソ連のおこぼれによってやはり非常な利益を得てきたものもあると思うんですが、その辺の調べは、海外のことは外務省に聞きますが、米はどうなっているんです、米は余って困っているんじゃないですか。

○説明員(芝田博君) 御質問の趣旨は、米を初めわが国の農産物で過剰なものを海外援助に使えないかという御趣旨かと思うわけでございまして、その点につきましては、要請等のありました場合には外務省の無償援助予算等を活用いたしまして、海外援助に使用している例はあるわけでございまして。

○戸叶武君 外務省にお願いします。どのくらい海外援助には使っておりますか。

○政府委員(田中義典君) いま全体の資料を持ち合わせておりませんが、たとえばポーランドの場合には人道的な援助ということでわが国からお米を二万トン援助をいたしました。

○戸叶武君 その程度ですか。農協なんかの動きも一時は活発にあり、総評ですらも見やいられたという一つの動きがあったんですが、あれが途中でかけ声だけに終わっているのは、国際情勢が複雑、微妙で、外務省あたりでもう少し慎重にしているのか、何か物事が歯切れが悪く困っているのか、どうですか、それは。

○政府委員(田中義典君) ポーランド等の関係では、政府は人道的な見地からお米の二万トン、それから赤十字を通じて援助を行いましたけれども、そのほかそれぞれ民間は民間のイニシアチブでいろいろ募金運動をやって、募金運動をしたものについてはたとえば法王庁を通じてポーランドの教会に渡すとか、いろいろな形で活動しております、それはもう民間のイニシアチブに応じて

自由に行われているというのが現実でございます。

○政府委員(都甲岳洋君) 食糧援助全体のお尋ねでございます。国際小麦貿易規約の中におきます食糧援助規約に基づいて、わが国は年間小麦三十万トン分の食糧援助を最小限行うことになっておりますので、その分をいたしましてことしは百五十一億円の予算が計上されておられ、運賃を含めて約二百億円の食糧援助が予算に計上されておられるというふうに承知いたしております。

○戸叶武君 世界で米が豊富に取れたのは、昔の米も麦もですが、メソポタミアの平原と、あれも地殻の変動や気候の変動によって塩水が入り、特に羊が芝生の根まで食べちゃうんで塩が吹き出てしまう結果になって砂漠化したんであります。昔は日本でも南米米というのが主にビルマから来たのであるが、メコン川流域からとれた米なんかが多かったのですが、結局ああいう地帯が騒乱で明け暮れて、フランスなり中国もそれに介入し、あるいはいろいろな形においてアメリカもむちやくちやをや、失敗に失敗を重ねていま米のとれた地域というものが、米どころが難民を輸出しているという状態があるんで、問題はああいう戦争さえないとすれば自給のところであります。

それから、日本の農林省、灌漑、それらの人たちは依然として鴨緑江の河川路における平原で昔のように大規模農業をやったかどうかということになっていきますけれども、あの地域は日本の軍部があとここに定住した中国人を追って払って賠償も何もしないで略奪したので、その恨みを買って戦争のときにおける復讐というのが非常に強くて、いろんな悲劇や惨殺があつてことしの一月の一日か二日、三日あたりあの時分の真相というものがされておられ、また江南の太湖の湖畔のデルタ地帯もそう、太湖なんかはもういまだに日本人が余り行かないのは浙江、あの辺の地帯は、江南の地帯の中でも戦乱になったところは蘇州のように必ず土地の長老が賄賂を使つてこの土地は由緒の

あるところだからここのだけは戦火に見舞われないようにしてくれというのでしているからいまだにあるんですが、今度の向こうから日本に帰りたいという人の一人一人の言葉を聞いても、やっぱり子供が気の毒だから私は現地に帰ります。両親さえわかつてくれればいいのですという非常に母親の責任感の強い点では日本人は世界に比類ないと言われているんですが、私は自分の運命というものはあきらめていても自分たちの子供の未来に幸あれという祈る気持ちというものをやはりわれわれはもつと酌み取つて、その人たちに技術なり教育なりをしていく設備をするのが大切で、思いつきで八達嶺から燕京から天津、北京の飛行場あたりに外交官だけでもやれるようなゴルフ場をつくりたいなんというのには大衆が許さないんですよ。ああよろしゅうございましてと愛想よく嫌みなく言うけれども、いまの中国は大衆がどう受けとめるかというのをやはり非常に注意深く見て、そうして政治的安定をつくり上げようとしているんです。

おおよそいまの新聞あるいは中国通、そういうような人たちが「地下三千尺の水の心たれか知る」という側面的情を忘れて、昔の香港情報のようにああだこうだ、鄧小平がこうだ、あるいは楚國南がこうだ、あるいは葉劍英がこうだと言っているけれども、ほとんど急所を外れた支那通によって、中国通というより、新しい中国の目覚めに対してやはり教育に全力を注ごうという、未来に対して子供たちに希望を持たせようという大事なことを見逃しているんじゃないかと思ひますが、外務省はいろいろな形において非常に優秀な人々がこのごろは中国関係のエキスパートとして育っておりまして、文化交流といふものは生活の中に心の安らぎの中に宿らなければならぬものではないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(藤井宏昭君) ただいま先生御指摘になりました国民に根差した協力と申しますか、という点でございまして、まず一般論を言わしていただきますと、先生御存じのとおりアジア、なかんずくASEAN、アジア一般について

も同じでございますが、に対するわれわれの日本の経済協力は一つは人づくり、もう一つは農業及び農村の開発、それから中小企業とエネルギーという分野に力点を置くということを宣明しておりますわけでございまして。これはエネルギーはちよつと別にいたしまして、基本的に国民に根差した本當に国民大衆が進歩していくような経済協力をやっていきたいという願望に基づくものでございまして、これは中国につきましても、中国は御存じのとおり七九年ごろ、若干石油の産出量の過大評価等によりまして巨大プロジェクトに走つた弊があつたわけでございまして、七九年以降はいわゆる調整政策ということで、農業とかあるいは中小企業とか、そういう面によりウエイトを置いて、日本といたしましては東部の三三平原の開発、調査とか、そういう面での協力を大いにやっているわけでございまして。

それから文化交流につきましても、先ほど先生御指摘になりました文化交流というものが非常に大事であるということは言うまでもございせんし、特に中国と日本の間、歴史、文化等かなり共通のものを持っておりまして、その面でも近年非常に活発になっております。たとえば日本語に つきまして、中国において現在日本語を習得しておる人々が百万から二百万、一説によると一千万近いということございまして、日本と中国の大衆の間での交流といふものが徐々に進んでおるというふうに考えております。

○戸叶武君 日本と中国なりソ連なりはやはり文化等々なり生活態度の中に非常な違いがあるけれども、比較的日本と中国との間においては相通するものがあると思ひます。しかし、中国のあの西太后なんかを見ても、あの女は目は碧眼であつたという話もありますから、要するに芸人の血の流れた麗術のかたからでも、少なくとも邯鄲の向こうあたりから来た人でしょうが、結局西太后にしても、自分の榮耀榮華のためならばとにかく死

んでも竜宮があるようにという迷信に駆られて、明の十三陵を見せなかつたからまだよかつたけれどと言ふけれども、地下宮殿をつくつて中で自分が死んでいったんですが、そういう偏執的な人間が飽くなく栄耀栄華、地獄にまでそれを持つていこうとしたやつに迎合して国を売り、ソ連に対してでもウィッチもひやかしてありますが、この李鴻章が物々しく片端から賄賂を取つてシベリアにおける帝政ロシアの道を開き、袁世凱がその下請を受けながらいつの間にか今度は自分が皇帝になろうと、全く腐敗した勢力というものを利用して、日本も加藤高明の対支二十一カ条要求以後において、イギリス帝国主義、ドイツ帝国主義、ロシア帝国主義と同じような形で中国分割を企てたことに目覚めたヤングチャイナの私は抵抗が生れたんだと思うんです。

いづれにしても中国は七十年前に完全燃焼して、人民を搾取る、国に憂えを持たないものを倒さなきゃいかぬという民族の辛亥革命なりあるいは国共合作というのは、共産党とか国民党とか、今度もあれでしょうが、そんなイデオロギーや何かじゃない、試行錯誤がいつもあるんだ、国のためと思つても間違ひはあるんだ、それを克服して民族が一致団結して完全燃焼しなければ、ソ連やあるいはアメリカのヤルタ協定のようになくとも次の平和条約の前提条件たるものは、他国の主権を無視しないで、他国の領土を奪つたりしないで平和条約の前提条件をつくり上げなければ本当の平和条約にはならないという、ベルサイユ協定以来曲がりなりにも国際法の理念というものには私は前進してきたと思ひます。いまのさまは何です。全く国際法の理念を裏切つて、そうして私は吉田さんでも岸さんでも頭のいい人だけれども、結局ダレスの前に喝喝されて黒船外交に腰を抜かした井伊掃部頭直弼と同じく国を滅ぼす気が私は内在していると思ふんです。岸さんだつて一番最初に行つたときは実に堂々たるあいさつであつたが、行きはよいよい帰りはこわい、ダレスにどうやってひねられたのかわからないけれど、行つたときの堂々たるころの主張というのは、帰りにには雲散霧消してしまつたのであります。

どうぞそういう意味において、日本は過去のこのよりも未来をわれわれはかち取るんだというだけ、外交に対しても国の方針に対しても気魄がないと、私はこれは苦勞人だから鈴木さんや櫻内さんには何とも言えないし、宮澤さんなんかも、前から見るとずいぶん骨ができて腰が座つてきたと思ふし、外務省や通産省の人たち、本当に外交や貿易をつかさどっている専門家というのとは違つて、この辺でしつかりしなかりや大変だ、なめられたら骨までしゃぶられちゃうぞという気魄が、私は、あの蘭学をやつた高杉と吉田松陰が、王陽明学だとか何とか変なあれじゃなくつて純粹な形で海外を見て、死を賭して海外を学んで日本みずからの運命を築かなきゃならない、この百八十年的な発想の転換が、アヘン戦争以来、犠牲は払つても依然として近代国家をつくれなかつた中国と日本の違ひはそこにあつたと思ふんです。今後においては、やはり政務次官の人なりつばな人であるに相違ないけれども、なれてない、年輪が加わつてない、ただ政務次官として外務大臣を補佐するというだけでは議會政治におけるステーツマンというものは生まれてきません。

本来ならばきょうはやつぱり政務次官に質問をし、そうしてそれを通じて細かいところはそれだけのエキスパートから聞きたいと思ひましたが、急を要しております。今後五月から六月へ世界はどう変わつていくか、核に対する不信感、核兵器をなくさせろ、座して圧殺されるよりも、われわれみずからとにかく死を賭していくといふような空気が中南米にも横溢しております。それを憂へているのが前のメキシコの大統領であり、また二十年間もスウェーデンにおいて平和を保つためにあらゆる努力をしてきた、私は世界の各所から、おつかながつてゐるんじゃないでしょうかもない、本当のことを言つてアメリカやソ連にも

反省を促さないと大変なことになつちゃうぞという機運が世界に充満してきていると思ひます。そのときに日本がこんな調子で行つたのでは中国でもばかにされちゃいます。中国で淺沼稻次郎君とそれからス McDowell あたりの外人以外に余り人を並べては物を言つていません。大衆がうるさくなつて許さなくなつたんです。日本の通念で依然として、大衆に公開して事を運ぼうとするような時代には、金と権力に依存すればこわいものはない、ついでに裁判官あたりもひねつてしまえば差し支えない、大蔵官僚も、大蔵官僚もそうはいかなくなつてゐる。財界だつて私は不気味なものを感じてゐると思ふんです。まさに五・一五事件の起る、血盟団事件、二・二六事件、あの時分に軍部、官僚、財界、すべて国を滅ぼすものであるといつて田舎の青年が少壮軍部とともに立ち上つたときのようなこわい氣流がいま底辺に流れてゐると思ひます。こわい。話せばわかるといつたつて、ピストルぶち込まれてから雄弁な、説得力の上手な大衆も多数をまくらにして死んでいつてしまつたじゃありませんか。原敬だつてそうだと。井上準之助だつてそうだと。デフレをやんながら片方はインフレをやんなければという、三井と組んでそうしてドル買いをやるといふようなあの小泉又次郎なり安達謙蔵あたりの構想で日本が救へたか。私はこわい、本当に不気味なほどこわい。起きてから警告したんでは、火事が済んでから二、三人死亡者が出ましたというの、プレハブの今日の住宅の火災と死を関連するだけでも不気味なものを感じないが、それ以上に私はこの危機に對してもつと真剣に謙虚に取り組む姿勢が日本の政治の世界において、外交、防衛の世界において、貿易の世界において起きなければ、とんでもない、取り返しつかないことが起きるんじゃないかと思ふんで、それだけを、これはしかと國連局長にお願いします。

なまはんかに大臣に言つて、泥をかぶるつもりで一生懸命やつてゐる宮澤さんなんか前とは違つてきた。前には、私が予算委員会に質問したとき

に、プリベントかあるいはコンティンメントかとしたときに、いや、ダレスの言つた封じ込め政策ではなく、これはプリベントです。コンティンメントポリシーじゃありません。私が現に經濟閣僚として立ち会つたんだから私の記憶には間違ひなしという話でしたが、よく見ると、中川ソ連大使なんか条約局長の時代、あの人は正直な人で、中川君あんたその控えを持つてゐるはずだが、メモをおれいま持つてこなければならぬ、物事は具體的なデータを通じて話し合ひなければならぬと思ふが、ちよつと君持つていたら見せてくれと言つたら、やはりプリベントじゃなくコンティンメントポリシーでした。しかし、私はその時代に於いて、やたらに宮澤さんのような聡明な人に意地悪な揚げ足取りやつても悪いと思つていましたが、今日の宮澤君もやはり總理大臣や外務大臣の苦惱の姿を見て、見ちゃいられぬという形で今後の日本の外交に對して泥をかぶる決意を持つてみずから進んで積極的な姿勢でやれた人だと思ふんです。泥をかぶるといふのは金づくりだけじゃないです。責任を持つて、どうやって時々刻々に動いてくる世界の動向に對応するかということだと思ひますが、どうぞこれは國連局長、一官僚としてでなく憂國の志士として、日本の政治家が本當に体を張つて日本の危機と世界の危機を救うような、少なくとも一歩前進し、光を与えるような自主外交を展開するだけの土性骨を持つたために腰砕けにならないようにやつていただかれんことを切にお願いします。

私は、いま模索中の櫻内さんやあるいは鈴木さんに物を言うことはできない。やつぱり最後まで苦惱し、刻々に動く世界の動きにどう対応しようかといふことで体を張つてゐると思ひますから、宮澤さんその点で、私はもとの英知あふる宮澤さんじゃなくて、やつぱりなめられぬ、日本人の魂ここにありという井伊掃部頭直弼のような、相手を弾圧することによって内に備へなく腰抜けの外交をやつた日には徳川幕府がぶつつぶれるのはあたりまえです。いまの自民党内閣を早く

つぶすのには配慮は要らぬ。そのまま自由勝手に
行くとこまで行かしめよですが、やはり私はこ
の日本民族の中になめられないだけの、人の不幸
を見ちゃいられないだけのれんびんの情が宿つて
いなけりや、世界はだれも日本に期待するところ
はないと思いますから、しかと憂國の志士になつ
たつもりでひとつ、いまの内閣の中ではまあまあ
私は相当な人だと思っています。

だが、やっても嫌な世の中だけれども、自分の安穩だけを考えずに、「身を捨ててこそ浮かぶ瀬もあれ」です。どうぞそういう意味において、一人ぐらゐは国のために殉じたというだけの性根あるそれぞれのエキスパートが活発に日本を守っていただかれんことを切に願ひし、彼らを補佐し

ていかねんことをお願いする次第であります。危なく、てこのごろはもう目を明いちゃ歩けないような状態ですが、大きな日本の維新です。日本が変えることによって中国も変わります。お互いにけちな考えを持たないで、戦争をやらないでまともに技術協力、文化交流をやりながらじみちにくくならば、日本と中国というのはもともとと私は伸びる。そういうつもりで日中の問題に対しては、特に西欧の腐れ切った……

○理事（鳩山威一郎君）時間です。

○戸叶武君 はい、じゃ終わります。

○政府委員(辻英雄君) ただいまは戸叶先生から世界の歴史あるいは現在の国際情勢についての貴重な御意見を承りまして、私どもおっしゃった趣旨のように、日本の外交が本当に日本の平和と安定のためになるばかりでなくて、世界の平和と繁栄に寄与できるように重々心がけて努力をしてまいりたいと、かように存ずる次第でございます。

ありがとうございました。

○宮崎正義君 午前中にも同僚議員からいろいろ質問をされました。フォーランド紛争につきまして少しお伺いをしたいと思うんです。いまでも同僚議員から戦争の悲劇の歴史をるると述べられておりましたが、確かに戦争ほど悲惨なものはございません。戦争ほど残酷なものはいません。経

濟制裁をやるよりも人命を尊重する平和解決が、このフォークランドの紛争についても先決ではないか、こういうふうに考えると同時に、不振な経済状態の間柄であるだけに今回の紛争は本当に痛ましいような思いがします。人命が先としてもまた紛争から今日までのお互いの国のその紛争消費額といいますか、その額も相当な被害額になっていると思うんですが、こういうことを考えてまいりますと、これ以上拡大されたらどうなるんだろうかというふうなことが、われわれ敗戦の憂き目を見た国民にはひとしおそれが感じられてなりません。いま戸叶委員のいろんな話から私も何となくこの問題につられたわけでありますが、それが本当だと思ふんです。

年前中も私の質問で官澤外務大臣臨時代理の御答弁の中に、戦後一番説得力があり、世界各国から見ても一つの道を押し通してきたというこの非核三原則のことを指してのお話だと私は思うわけですが、いずれにしても何とか仲裁ができないものなのかというのをまず考えていかなきゃならないのが最初じゃないか、このように思うわけですが、この点はどうなふうにお考えになっておられますか。

○政府委員（辻英雄君） 最近におけるアルゼンチ

ンのイギリスとの武力紛争は非常に私どもも残念に考えております。これにつきまして、ヘイグ長官あるいはペルー大統領等いろいろな努力をしておりますが、当初国連の安保理事会で言われませんでしたように、武力紛争を速やかに取りやめて国連による平和的な解決というものを私どもも期待をします、そういう角度で努力をしておる次第でございます。

○宮崎正義君 対アルゼンチン経済対策をどう考

えて対処しようとしていくのか、伝えられているとおりのものであるのかどうか、この辺のころとについてもお伺いしたいし、また貿易関係やあるいは継続して行われている経済協力事業、民間の信用供与などはわりあいに影響を受けていない現状だと思うんですが、こうした中で、先ほど

申し上げました対アルゼンチン経済対策というもののに対する政府としての考えはどうしていこうとしているのか、この辺のことをお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(辻英雄君) 政府としては、基本的にアルゼンチンに対してもイギリスに対するのと同様に、直ちに武力行使をやめるようにということとを基本的な方針として要請をしているわけでございます。一部西欧諸国等ではアルゼンチンからの輸入禁止措置をとっておりますけれども、日本は従来のアルゼンチンとの関係等も考慮しまして、輸入禁止措置というふうなことは現在のところとはとっておらない状況でございます。

○宮崎正義君 ある面においてはECのアルゼン

チンに対する輸入制限を支持していくとか、あるいはその効果を阻害してはいけなとか、公的輸出信用供与の新規申請は事実上受けなというような経済措置を政府はとっていることから考えまして、いまの御答弁はどちらがどうなのか、その辺のことをちよつと念を押したいと思う。

○政府委員(辻英雄君) お話し申し上げましたように、現在におきましては日本は輸入禁止措置をとっておりませんが、EC諸国がやっておる措置

を日本が妨害するような結果になることはまた行

き過ぎでありますので、日本の態度としては輸入禁止措置をとらないけれども、それに便乗して日本がうまいことをやるというようなことは、国際社会の通念から適当でないということを申し上げているのだと考えております。

〔理事鳩山威一郎君退席、委員長着席〕
○宮崎正義君 それでは、経済制裁には加担しないでわが国独自の行き方をやっていくんだと、こう理解してよろしいんですか。

○政府委員(辻英雄君) そのとおりでございます。

す。

○宮崎正義君　そうしますと、第二十三回海外日
系人大会に出席するため来日している在アルゼン
チン日本人会会長の宇野文平氏が首相官邸で開か
れたレセプションで総理に対して、「日本政府は

アルゼンチンに対する経済制裁などに加担することなく、不偏不党の立場を貫く独自の立場で紛争仲裁に乗り出してほしい」と要請したというふう
に伝えられておるんでありますが、また、大会で
は同じような趣旨の動議が承認されたということ
になっているんですが、このことについてどのよ
うにこれをとらえておられるのかお伺いをしたい
と思います。

○政府委員（辻英雄君） 私どももただいまお話がありましたように、第二十三回海外日系人大会に來会されましたアルゼンチンの在留邦人代表がそのようなことを述べられまして、政府に対してもそういう要望をされたということは承知をしております。

いま申し上げましたように、要望はアルゼンチンに対して経済制裁を加えないでほしいということが中心であつたと理解をしておりますが、私どもも先ほど申し上げましたように、現在日本はアルゼンチンに対して経済措置をやつておらない、やる考えがないということをお答えをしておると思えております。

○宮崎正義君　確かに、この大会で議長を務められた田中龍夫自民党総務会長の当時の談にもある

ように、「戦後の日本を支えてくれた中南米諸国

と日系人社会には、日本政府も慎重に配慮しなければいけない、こう述べられておる。こうであるべきだと私も思います。

それから、いま御答弁がありましたように、経済制裁をしない、三万六千人の在アルゼンチンの

方々は不偏不党の立場を貫く独自の立場で紛争仲裁に乗り出してほしい、こういうふうに要請されておりますが、これをどのように受けとめてやられようとするのか、この辺も伺っておきたいと思うんですがね。

○政府委員(辻英雄君) 先ほど来お答え申し上げ
ますとおり、日本はアルゼンチンとイギリスの武
力紛争が一日も早く終えんすること、両方とも
が武力行使を取りやめることを強く要望してお
る現状でございます。

この紛争の処理につきましては先ほど来申し上げますとおり、国連を中心にしてこれが速やかに收拾されるよう、日本も努力もし期待をしておるところでございます。

○宮崎正義君 私は、いまOECDに行かれている外務大臣もこの紛争について当然諸外国の方々とお話し合いをされていなきやならないと思うんです。仲裁をしていこうという話が出ていいんじやないかというぐらいいにも思うわけです。それから今度はサミットもございします。こういうときにおける日本の立場から、はつきりと言うべきことは言つて、そして一日も早く紛争解決ができるような考え方を堂々と話し、締結をされていくような働きをしなきやならない、それが大事じやなからうかと思うんですがね。この点を一言伺つて、この問題については終わりたいと思ひますが。

○政府委員(江英雄君) 先生のお話しになりました御趣旨はまことに同感でございますが、外交関係のことでございしますので、どういつタイミングにどういつ方法で外務大臣が発言をいたしますかにつきましては具体的になお検討しながら対処していきたいと考えております。

○宮崎正義君 これからサミットもあるわけですが、ですからそういう場においても、この日本の経験した戦争の悲惨というものを、核の恐ろしさというものをわからしめていくためにも、はつきりと諸外国の首相らに話をすべきだと私は要請をしているわけですが、これはそういうことを要請してやめなす。

○説明員(遠藤哲也君) 私から一言国連での動きを補足説明いたしたいと存じます。

五月六日に事務総長から一つの調停案をアルゼンチンとイギリスに提示いたしまして、目下国連事務総長が両側と精力的にいま協議を行つておるところでございますけれども、わが方の国連代表部の案を西堀大使からも五月一日に、これは五月六日の前でございしますけれども、一日に、国連としてぜひ動いてくれ、日本はいま現在理事国でございしますから理事国としてできる限りの支援はするということと西堀大使から事務総長に申し入れを行つておりますし、今後とも国連事務総長との協議あるいは関係国との協議を通じて国連の側面から全力を挙げてまいりたい、こういうふう

に考えております。

○宮崎正義君 いまの答弁を聞いておりまして何かもう少し押しが足りない感じがしてならないわけですが、より積極的に主張すべきは主張していくべきだと私は思うわけです。この点を申し添えておきたいと思ひます。

次は、インドネシア共和国との間の協定の件でございますが、先ほど同僚委員の方からいろいろ質問がありました中で、中断をされているソ連と中国とのその中断をされている理由というものも、私は前回の当委員会でも取り上げてお伺ひしましたんですが大分日がたつておりますが、この見通しはどんなふうになつておりますか。

○政府委員(藤井宏昭君) ただいま先生の御質問は中国との間の租税協定締結についてと存じますけれども、中国との間の租税協定につきましては、昨年の一月と六月の二回にわたつて両国政府間で協議を行ひました。さらに本年の四月の二十日から二十二日まで北京で第三回目の交渉を行つております。今後の見通しにつきましてはいままだはつきりいたしませんけれども、中国側としては第四回はことしの秋ごろ開催したいという希望のようございまして、できるだけの線できりたと思ひます。すなわち中国との間の租税交渉につきましては交渉はおおむね順調に取り進んでいるというふうな考えでおります。

○宮崎正義君 趙紫陽首相も見えることでありますし、その辺のこともお話し合いができるんだらうと思ひます。

それからまたソ連の方はどうですか。

○政府委員(都甲岳洋君) 日ソ間の租税条約締結交渉につきましては、昭和五十五年の十月に第一回目の交渉が行われております。その後、ソ連という社会主義体制の特異性もございしますので、先

方の租税体系が必ずしも明確でない面もございしますので、そういう実務的な先方の租税をめぐる法体制等についても実証的な詰めが必要だということと、若干時間がかかつておりますけれども、目下外交チャンネルを通じて意見交換をなお継続している段階でございます。そして第二回交渉をいつ行かうかということにつきましては、またこれは外交チャンネルで同意をすることになつておりますけれども、目下のところまだ第二回交渉をいつ行かうかということについて明確なめどが立つていないわけではございません。いずれにしても、交渉はそういう形で外交チャンネルを通じての実務的な面について意見交換がなお行われているという段階にございします。

○宮崎正義君 七月ごろと言われたこともあるんですが、その辺どうなんですか。

○政府委員(都甲岳洋君) 具体的な日にちにつきましてはは外交チャンネルを通じてなお協議することになつておりますけれども、目下のところまだ具体的には七月というふうな日程が合意されているという段階にはございません。

○宮崎正義君 ちょっと問題をかえて、櫻内外相がシンガポールで開かれるアジア諸国連合拡大外相会議に六月の十七日、十八日ですか出席されて、帰途マレーシアとかインドネシアを訪れられるというふうなことが報道されております。それからまた、八月中旬にはインド、パキスタンへ行かれるというふうにも言われております。こういうスケジュールについては確定をいたしておりますか。

○政府委員(藤井宏昭君) 櫻内外務大臣は、いま先生御指摘のように、シンガポールで開催されますASEAN拡大外相会議の後マレーシアとインドネシアを訪問なさいます。これはほぼ確定しております。ただその後、御指摘になりましたインド、パキスタン八月訪問ということにつきましては、その線ではいま考えておりますけれども、まだ確定しておりません。

○宮崎正義君 櫻内外相が日印協会の会長である

ということですね。それで協会を設立して今度八十周年になるんだということと、こういった面からも八月ということが言われているんですが、その辺のことはどうなんですか。

○政府委員(藤井宏昭君) 日印協会はその八十周年記念を八月十五日に祝う予定でございます。御指摘のように櫻内外務大臣は日印協会の会長をなさつておりまして、その関連からもインドを訪問したいという御希望はございしますけれども、インドを御訪問なさいますのはあくまで外務大臣としてインドの重要性ということに着目しての御訪問でございます。いずれにしても、いまだインド訪問につきましては、その案がありまして内部で検討中でございますけれども、いまだ確定した日程ではございません。

○宮崎正義君 そのインド、パキスタンは別としても、拡大外相会議のあとの帰途に寄られるところの目的というのはどういうことが大きな目的になつていますか。

○政府委員(藤井宏昭君) インドネシアとマレーシアにつきましては、インドネシアはいまさら申すまでもなくわが国にとりまして第二番目の投資国でございますし、それから輸入国といたしましても三番目というふうな経済関係はきわめて密接でございます。と同時に、いろいろ問題もございしますし、この際インドネシアの首脳と話し合うということは有意義であるという考えでございします。

マレーシアにつきましては、とりたてた案件というものはございませんけれども、マレーシアのマハティール首相はいわゆるルックイーストという政策によりまして、日本に学ぶと申しますか日本に接近するという政策をとつておりまして、きわめていろいろな面で活発に日本との関係緊密化を図つておられるわけでございます。したがしまして、この関係をさらに一層緊密化させるといふ目的をもちまして外務大臣がマレーシアを訪問される予定でございます。

○宮崎正義君 インドネシアは御存じのように総

選挙で与党のゴルカールが勝利をおさめたということで、スハルト現大統領が四選の道を開いたというふうにも言われております。いまのお話を踏まえながら考えますと、ある面においては経済のお互いの交流ができていと言われている反面、わが国への原木の輸出禁止というものが打ち出されてきているんじゃないか、もう一つはエビのトロール漁ですね、これらも禁止してきたなどという問題も起きておりますし、申し上げるまでもなくわが国の木材の輸入のほとんど半数近いものをインドネシアから輸入しているような現況でございまして、インドネシアばかりじゃなくて今度はマレーシアの方もそういう動きがあるというふうな聞いていますので、この点についてはどうなるようなお考えですか。

○政府委員(藤井宏昭君) インドネシアについては先生御指摘のとおり丸太の輸出禁止の問題がございまして、マレーシアにつきましても、すでに一九七二年以来マレーシアは半島マレーシアからの丸太の輸出を事実上禁止しております。東マレーシアのうちのサバ州からの輸出については輸出割り当て制度がとられております。それ以外のところには特に割り当てがございせんので、わが国はマレーシアから丸太の輸入を行っておる次第でございまして。

○宮崎正義君 インドネシアの原木の輸出禁止、それからエビのトロール漁も禁止されるというそのことから考えてみて、またそのほかにもあるわけですから、経済問題としては、そういう何となくぐくしやくし始めているというような感覚を受けてならないんですが、こういう点について外務大臣が行かれるときには十二分に話し合いなされるんだと思ひますが、この点のことをひとつ大臣によくお話をしていただきたいということを申し上げておきたいと思ひますが、政務次官いかがですか。

○政府委員(辻英雄君) インドネシアのエビのトロール漁業に対する制限がだんだん強くなつてきておるといふことは承つております。また、原木

の件につきましてはただいま先生から承りましたので、どういふ事情か私も詳しく承知しませんが、れども、先生のお話の御趣旨を、外務大臣がインドネシアを訪問します場合にできるだけ話し合いができるように大臣にも報告をいたすつもりでございまして。

○宮崎正義君 次は、投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主社会主義共和国との間の協定についてちよつとお伺いしますが、昭和五十二年に署名されたエジプトとの投資保護協定が締結されましたね、その協定の意義がわが国との友好関係にどんな形であらわれてきたのか、具体的な例があればお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(藤井宏昭君) エジプトとの協定は昭和五十一年末に署名されたわけですが、この時点におきましてわが国の対エジプト直接投資の累計は六件でございまして、金額にいたしますと十九万一千米ドルであつたわけですが、その協定が発行いたしました昭和五十二年度から昭和五十五年度の四年間においてこの間に七件、さらに新規の投資、金額にいたしまして一千五百三十八万ドルの対エジプト投資が行われておるわけでございます。これが日本とエジプトの投資保護協定によつてもたらされたものであるのかどうか、この点はつまびらかにいたしませんけれども、この投資保護協定が促進剤になつたということとは言えるかと存じます。

○宮崎正義君 内容の御説明を願ひませんか。

○政府委員(藤井宏昭君) エジプトに対するわが国の投資事業は、石油開発公団に対する投資、それから製薬関係、東京海上火災保険、日本鋼管、これは鉄筋用の棒鋼をつくる会社でございまして、等でございます。

○宮崎正義君 そうすると、総合計では何件、額にしてどれくらいになるんですか、五十一年からのあれは。

○政府委員(藤井宏昭君) 先ほど申し述べましたように、昭和五十一年度時点までの累計が六件、十九万一千ドルでございまして、その後の昭和五十

二年度から五十五年度の四年間において七件、金額にして一千五百三十八万ドルでございまして。

○宮崎正義君 この種の協定としては今回が二番目のものであるということですが、この種の協定がほかのどのような国との締結が予定されておりますか。

○政府委員(都甲良洋君) このような投資保護協定が結ばれるようになったのは、わが国の開発途上国に対する投資案件がかなりふえてきて、実質的に額も大きくなつてきたということ、そういう意味で投資保護の見地からカントリーリスクという観点もありまして、非常に関心が高まつてきたというところが背景にあるわけでございますけれども、今後このような投資保護協定を締結することによって投資の環境を整備してほしいという要望はかなりございまして、向後順次各国とのこのような協定を締結していくことになると思ひます。現在、投資保護協定について話が行われておりますのはASEAN諸国、それから中国でございまして。

○宮崎正義君 この見通しはどうなんですか。

○政府委員(藤井宏昭君) 現在いずれも交渉中でございます。この締結時期等については見通しを申し述べる段階にないわけでございますけれども、いずれもすでにいろいろ話し合いを始めております。マレーシアとタイのいずれの国にも日本の案を提示いたしましたので、すでにそれぞれ二回の交渉を行つておりますし、シンガポール、フィリピン、中国につきましてもそれぞれ一回交渉を行つております。

○宮崎正義君 この種の協定が行われれば、相当わが国にも比重がかなり大きくなつてくるようにも思ひます。またそれなりの責任が生ずるんじゃないかとも思ひますが、その辺のこと等の考え方もこの際明らかにしておかなければならないと思ひますが、その辺のお考えのほどを聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(藤井宏昭君) わが国の直接投資は他の先進国に比べて若干出遅れという面がござ

いますけれども、一九七〇年代に入りまして直接投資が東南アジア等を中心にかなりふえてまいつたわけでございます。直接投資は、単に資本の移動のみならず、直接投資でございまして、人の移動、それから技術あるいは経営のやり方等々、多方面での移動を行うことが可能だということ、現地におきましても一般的にこれを歓迎するといふ風潮にございまして、もちろん直接投資が進んでいくに従ひまして現地の労働力といううなものも生じ得るわけでございますけれども、これを克服いたしまして現地に溶け込んで、真に現地の役に立ち、またわが国の経済の役に立つといふような直接投資をこれからいよいよ推進していく、そのために投資保護協定が投資環境の整備という見地から重要であるというふうな考えでございまして。

○宮崎正義君 間々摩擦のようなことも伺つてい

るものですが、いま念を押して聞いてみたんですが、ともあれこの協定については、いまASEAN諸国の名前を挙げられましたけれども、そのほかのあれはございせんか。

○政府委員(都甲良洋君) 当面具体的に予定に上つてゐるのは、先ほど申し上げましたように、中国、ASEAN諸国でございまして、今後順次また必要に応じて各国と協定の締結交渉を行つていくことになると思ひますけれども、現在のところ、具体的な日程には上つておらないわけでございます。

○宮崎正義君 次は、南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案につきましてお伺いをいたします。

この件につきましては同僚議員の方から先ほどいろいろな角度で質問がありました。私も同じような考え方をもち、危惧をして一人一人なんですが、結局南極大陸というのに対して諸国がどういふふうなとらえ方をしているのかということ、何よりも腹の中、胸のうちにいいますか、どういふふうなとらえ方をしているのかということとが一番心配なわけですが。

○政府委員(藤井宏昭君) わが国の直接投資は他の先進国に比べて若干出遅れという面がござ

で、わが国の場合はどういふふうなことで、終始三十年間の条約の間、それからまたさらにその先も同様な考え方で臨んでいくのかどうなのか。

○説明員(遠藤哲也君) 宮崎先生の御指摘の点、私は三点に分けて御説明できるかと思ひます。

一つはやはりこの南極地域というものを国際紛争の起こらないような平和な地域にしておかなくちゃいけないという点が第一点だろうと思ひます。

それから第二点は、これはやはり人類にとりまして恐らく最後に残されたいわゆる汚染されてない地域なんです、この南極というものの環境をできる限りいまのままの姿で残していきたいという、つまりその環境保全的な観点、これが二つ目であるかと思ひます。

それからもう一つは、やはりこの南極におきます科学的な調査等を国際協力のもとで進めていきたい。

こういうふうな三点に、南極に対する姿勢と申しますか態度というのは集約されるんじゃないかと、私はこういうふうな考えをしております。

○宮崎正義君 そこで、各国が上陸して根を張って、それぞれの地域でそれぞれの立場で今日まで研究なり作業を続けてきておられると思ひますが、諸外国、特にソ連はどういふふうなことを主体にやっておられるのか、その辺のことを伺いたいですね。

○説明員(遠藤哲也君) 現在ソ連が、現在と申しましてこれは実は一年前でございますけれども、ソ連は南極大陸の合計七カ所に基地を設けておりまして、二百八十八名の越冬隊員がその七カ所のソ連の基地にいるわけでございますが、そのソ連観測隊のやつておりますことは、これは大体各国とも比較的似たり寄つたりでございますが、気象の調査、超高度物理の調査あるいは地球物理の調査、こういったことを重点に置きまして、それと同時に、海洋生物の調査というものも行つていふと、こういうふうな承知しております。

○宮崎正義君 英国もかなりあるようですね、それ

れからアメリカ、これらのところも同様なものですか、それとも大陸の地帯によつてはそれぞれ私は中身も違つてきているんじゃないかと思ふんですが、どうなんですか。

○説明員(遠藤哲也君) 先生御指摘のイギリスにつきましても、四カ所、五十五人の調査隊員で、調査項目というのは、先ほどソ連について申しましたこととはほぼ同じ気象であるとか地球物理であるとか、あるいは海洋生物等々で、調査内容自身はほぼ概略的には同じじゃないかと、こういうふうな考へております。

○宮崎正義君 具体的にはなかなかわからないんだらうと思ひますね。それは無理ないと思ふんですけれども、昭和基地のことから通じての判断が一つあるんだらうと思ふんですけれども、鉱石類なんかどうなんですか。

○説明員(遠藤哲也君) 先生御指摘のような昭和基地はわれわれの観測でございまして、それから類推しますと、恐らくそういうことも言えるんじゃないかと思ひます。

○宮崎正義君 四月二十日に第二十三次の南極観測隊、前普爾隊長らが帰国されました。その主な作業内容といひますか、それらのことをちょっと御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(遠藤哲也君) 私専門家がやないので、ひとつ項目だけで御説明申し上げたいと思ふのでございまして、現在、昭和基地とみずほ基地、二カ所に観測地を設けておりますけれども、昭和基地につきましては、たまたまこの昭和基地は先生御承知のとおり、南極オーロラの真下にある地点でございまして、その意味で超高度物理学、その関連で気象、地球物理学、地質調査、それから昭和基地は海の近くでございまして、海洋生物学、こういうふうなことを、他方みずほ基地では、これは陸地にあるものでございまして、雪氷学、それから超高度物理学といったようなことが調査項目に挙がつていたというふうに承知しております。

○宮崎正義君 今度は二十三次の越冬隊ですね、

越冬隊が星台孝男隊長さんが行つておられるわけですね。きょう本当は文部省の方に来ていただきたかつたんですが、外務省の方で答弁十分間に合ふという話を伺つたものですから結構ですと言つたのですが、これから太陽のない冬を迎えるわけでありまして、最新の何か情報といひますか、そういうふうなことの連絡がございしますか。

それからもう一つ、前のときに南極育ちの魚を九匹生け捕りをしてきた。名前は昭和ギスとハゲギス、五匹と四匹、二十五年ぶりに持ち帰つたということなんですが、これの生息はいまどんなふうになつてゐるのですか。

○説明員(遠藤哲也君) まことに申しわけございせんけれども、私その方面の知識を持ち合わせておりませんので、追つて先生に直接御説明させていただきますと思ひます。

○宮崎正義君 では、先ほど言ひました越冬する方々は、いまちようど日照時間が午前九時から午後三時まで約六時間。六月から太陽のない冬に入るといふことなんですが、三月には悪天候でブリザードが来襲して雪の降つた日がいふふあつたということがあるんですが、四月に入つても同じようにブリザードに襲われたというところで相当の苦労をされてゐるようでありまして、特にことしの越冬隊というのはもうその時分から苦労をしてゐるわけです。ですから、雪氷研究グループなんかに

は相当な困難な道だらうと思ふんですけれども、そういうことを考えますと、御苦労してゐる方々が、私は北海道に住んでおるものですから、湖が凍つて流水なんか来ますと、砕氷船で割つて出ていった覚えが何回かあるわけですが、それは大変なことですよ。北海道でさえ氷を割つていく砕氷船に乗つていきましたも、割つていくけれども後ろにまたすぐ流水が来たつていくというふうなことから考え合わせまして、進むについても退くについても容易じゃないというのをあんな小さなことで体験してみてもわかるわけなんですけれども、ともあれこうしたところで活躍をされてゐるというところ、これは大きく私は称賛をしたいと思ひます。

います。

いずれにしても、先ほどお話がありましたように環境保存といひますか、平和でしかもこれから大きな世界の資源にもなり、それぞれの国ではそれぞれの立場で開発されてくるということになりまして、相当な物資といひますか、科学技術の発達によつてゐるものも生まれてくると思ふんです。そういうふうなことを考へていきますと、こゝろに残つてゐない大陸に各国が力を入るといふのは、御答弁にありましたように、各国が本当に何の得もない自然の開発をしていくという場がどのようになつていくんだらうか。この南極大陸でやつてゐることを学者グループが国際会議といひますか、学者会議を開いてお互いのやつてゐることを話し合ひをするような新しい意味の南極大陸の開発といふものを考へていかれたらどうなのかといふことを私は思ふわけです。こういう点については私は存じませんが、何回かそういう技術的なこと、科学的なことを話し合ひをなさつたかどうか、その辺のことをお伺ひをしたいと思います。

○説明員(遠藤哲也君) 宮崎先生御指摘の点全くそのとおりだと思ひます。これまでにも専門家の士士の会合は行われてゐると存じておりますけれども、今後ともこういった会議で情報交換をし、よりよい観測結果、科学調査のためにやつていくべきだと、私も全くそのとおりだと思つております。

○宮崎正義君 米国の旅行業者の使用船が二隻通つてゐるということなんですが、この辺の事情とか、そして何人ぐらゐの大陸に渡つてゐられるか、その辺の事情も伺つておきたいと思ひます。

○説明員(遠藤哲也君) アメリカの旅行会社は二社ございまして、それぞれ一隻ずつ船を持つておるわけでございます。一つの会社の方は乗員が九十二人で、一年間に大体五回南極への観光旅行を行つてゐるわけでございます。それから、他方の

もう一つの会社の方は百九十三人の収容能力がある船で、年に四回ほど南極ツアーを行ってあるわけでございます。一つの方はニュージーランドから出て南極へ行つてまた帰ってくる、こういうようなこととございます。他方もう一つの方は、南米大陸から出て南極へ行つてまた帰ってくる、こういうふうなことでございまして、仮に船が満席になりますと大体一年間に観光旅行者は千人ぐらいいま南極へ行っているのではないかと推算されております。

○宮崎正義君 日本人の方もいぶん行かれていて、このことを聞いていては、だんだんふえていくということも聞いています。が、大休年何人ぐらいい行かれて、費用がかなり費用だといふふうにも聞いております。

○説明員(遠藤哲也君) 実は、日本で先ほど申し上げました二社の旅行会社のエージェンツが一社ございまして、その調べによりまして一年間に大体二十人ぐらいい両社のツアーに乗って行っているといふふうには承知しておりますが、費用の方は大体百五十万から二百万円ぐらいいだといふふうには承知しております。

○宮崎正義君 そのまで行つてまた行くんですから相当な費用に思ふのですが、出発点から渡つて行つてそれだけですから、相当な費用がかかっている。行く方々は大体お医者さんが多いといふふうには聞いています。生化学の問題なんかもあるんじゃないかと思つて、そういうふうな方々が行つていて、聞いています。

○説明員(遠藤哲也君) そのとおりでございます。大体お医者さんが非常に多いといふことのようにございまして。

○宮崎正義君 時間が参りましたので、まだもう少しお伺いしたい点がありましたので、これぐらいいでやめたいと思つて、いづれにしても、政務次官、いま質問答弁やりとりをやりまして、南極大陸というものは世界各國が相当な見方をしているわけですね。したがって、これがあくま

でも平和なフェアな状態でいくべきだと、こう思ふわけですが、あくまでも先ほど局長から答弁のありましたような形のままで進めたいというふうに、ひとつ呼びかけていたきたいことを申し上げたいと思つております。

○政府委員(辻英雄君) ただいま先生のお話がありましたように、南極大陸が平和であつて汚染されないで、また、科学的な調査ができますような方向に今後とも努力をしてまいりたいと思つております。

○立木洋君 南極地域の動物と植物との保存に関する法律ですが、これは一九六四年のプリユツセルで開催された第三回会議の勧告によるものだといふふうに記憶しておりますが、そうすると、それから十八年たつてゐるわけですね。それで承認国の状態を見てみますと、日本が承認するものがほとんど最後で、また、そのために結局十幾つに上る関連の勧告についても承認のままだといふふうな状態といふのは、これはどうしてそういうふうになっているのか、その点の説明をまずお尋ねしておきたいと思つております。

○説明員(遠藤哲也君) 先生御指摘のとおり、まさに勧告が採択されましたから十八年たつておりました。全く恥づかしい話でございますけれども、協議国会議と申しますか、その入つております十二カ国のうち、たしか一昨年にオーストラリアが承認いたしましたから、日本が十二番目になつておるわけでございます。この点、こういうふうな事態になりましたこと、非常に申しわけないといふふうには思つております。ただ、なぜこういうふうになつたかといふことをいまから言つてもせんないこともわかりませんけれども、事情は二つばかりあつたことを御説明させていただきますと思つております。

一つは、南極の勧告措置を実施というか承認しますのには国内法が要するといふこととございまして、その国内法につきまして、南極というきわめて遠いかつ主権の及ばないところで日本国民の行動というのを規制する、どうやつてその行動と

いうかこの法律を担保していくかという法技術的な問題があつた、それに非常に苦労したという点が一つございまして。

それからもう一つは、実は南極地域というものを包括的に管轄しておる役所というのが日本にはないわけとございまして、たとえば、南極の動物物でございまして農林水産省、それから、ものを殺したりあるいはつかまへたりしたものを持ち込んできたときの税関では大蔵省、罰則をかけるときは法務省、環境保全につきましては環境庁と、

こういうふうな部分的に分かれておりましたので、そういうふうな点から、以上申し上げた二点が非常にひつかかりまして結局時間がかつたわけとございまして、南極条約を実施する、それから主権の及ばないところでの日本国民の行動を規制するという観点から、最終的に外務省がこの法律を所管することになつたのでございまして、けれども、いわば普通の外務省の職務からいいますと非常に異例なこととございまして、そういうふうなことに非常に時間がかかつてしまつたわけ、この点は繰り返すにようになりますけれども、申しわけないと思つておりますが、幸いにして今回何とか法案がまとまりまして御審議いただいておりますのでございまして、ひとつ、ぜひよろしく願ひしたいと思つております。

○立木洋君 これだけのあれですから十八年間もかかるというはずはないわけ、結局やはり外務省でやることになつたわけですから、いろいろこういう条約が提起されて承認するまでの間、非常におくれてやはり国際的ないろいろ批判を浴びるということもいままでもあつたわけですから、このこともひとつ、今後の注意していく一つのあれとしていただければいいと思つております。

それから、この第四条のいわゆる適用除外の条項のところ、科学的調査のために「行ふ行為」については、先に挙げた第三条の第一項の一、二、三号の点についての禁止行為を除外する、といふふうになつていますが、これはどういうふうな考え方でしょうか。

○説明員(遠藤哲也君) 第三条でいわれる南極の動物植物とかを殺したりあるいは採取したりしてはいけない、あるいは動物植物を南極に持ち込んではいけない、こういう禁止規定になつてゐるわけとございまして。しかしそれは言ひましても、特殊なケースだけはこれは許していい、ということとで、特殊なケースがこの第四条に列記してあるわけとございまして、この中で、まず国が行います南極観測事業、これは先ほどの官制委員からの御指摘の観測隊員のいわゆる科学調査に従事する者、したがってこれはこれは観測隊の観測隊員にのみ縛つておるわけとございまして。したがって、船の乗組員等は除外されておるわけとございまして、観測隊員の科学調査だけはこれは除外しよう。

それからもう一つ、これは監視員の点は若干割愛いたしまして、いわゆる学術研究とか博物館資料等々の本当にそういった必要な観点から採取したりあるいは殺したりする者につきましては外務大臣の許可を受けて適用除外すると、こういう二つの適用除外があるわけとございまして。

○立木洋君 その言われる意味はわからぬわけではないけれども、たとえば南極でこういう動物や植物等の保存の問題が問題になつてきたのは、やはり南極における調査活動が非常に広範に行われるようになってきて、そのために環境を破壊していく、それを守らなければならぬといふ趣旨からやはり問題になつてきたことだと思ふんですね。

そうすると、外国のいろいろな内容を見たり話を聞いたりしてみますと、やはり科学的な調査を行う場合でもいゆる綿密にこういう場合にはしてはいけないとか、こういう場合にはもつと注意しなくちゃいかぬだとか、いろいろな細かい規定が外国の場合にはあると思ふんですよ。だからこの点については、余り大ざっぱ過ぎると、結局は当初そういう環境破壊を阻止するといふことのためにやられる精神からこの勧告を受けることになつていくわけですから、そういう点をもう少し綿密にや

つていただいた方がいいのではないかと、いろいろに考えるのですが、いかがですか。

○説明員(遠藤哲也) 国が行います観測隊員の科学調査につきましては、これは現在までのところ全員が国家公務員であるわけでございますが、その推進本部の中で部内規律を定めてございまして、すでにご存じの通りあるわけでございまして、この中に実は勧告措置の内容をほとんど盛り込んでありまして、これを遵守するようにすでに措置はとっております。

○立木洋君 その部内規律もちょっとお話を聞いたんですが、やはりそれは外国でこの条約に基づいて、こういう場合には禁止するという具体的な措置ではなくて、いわゆるそのときそのときの話し合いによって問題が処理される範囲というものが非常に大きいんじゃないかという感じがするのですが、それは答弁要りませんが、よくもう少し研究していただきたい。これは国内でも開発の問題と環境保全の問題とはいつも衝突するわけですね。この場合にどうするかというよりは詳しく具体的に決めておかねばならないというトラブルが起るわけで、そういうことが結局勧告を受けておきながら、引き続いてやはり国際的な批判を受けるようなことになればこれは何にもなりませんから、そういう点はやはり注意していただいた方がいいんじゃないかということだけ申し述べておきたいと思うのです。

それから次に、スリランカの投資保護協定の問題ですが、これは企業が外国に投資する場合、やはりその投資先の経済的な主権は尊重されなければならないというところは、これは当然のことだろうと思いがちですが、いかがでしょうか。

○政府委員(都甲岳洋君) 先生御指摘の点は当然でございますが、この協定におきまして「各締約国は、関係法令に従つてその権限を行使する権利を留保の上」ということを第二條でうたつておりまして、もちろん投資につきましては最恵国待遇、内国民待遇等の保護を与えるわけでございまして、それが関係法令に従つて行われると

いうことを明確に規定している次第でございまして。

○立木洋君 これは海外にいろいろ投資していく場合に当然その国の主権が尊重されなければならない。この点に言及して言いますと、これは二十九回国連総会の中で問題になりましたように、「諸国家の経済権利義務憲章」が採択されたわけですね。日本は残念ながらこれは棄権しております。この第二章の中で取り上げられている「天然資源の恒久主権、民間投資、多国籍企業」の第二條の一項、それから二項の(a)、(b)、(c)、これは全部日本政府は反対したのです、各項目ごとに。これを見てみますと、投資の問題に関してはやはりその国の主権を尊重する観点から、外国投資に対する規制の問題だとか、または特権的待遇を与えることを強制してはならないだとか、あるいは多国籍企業の活動の規制の問題、それからその主権の十分な尊重、多国籍企業は受け入れ国の内政に干渉してはならないだとか、あるいは国有化し、収用し、またはその所有権を移転すること、その場合に要する補償を支払わなければならないなどというように、なにか決まらなければならないわけですが、この精神からいくと、このスリランカとの投資協定というのはどういふ関係になるんですか。これに反対した日本政府の立場からいけばどうなるんですか。

○政府委員(都甲岳洋君) 先生御指摘の経済権利憲章の中で、具体的にいろいろな先生御指摘の点が盛り込まれておりますけれども、これは開発途上国側からの一つの主張として当然それなりの評価を受けてこれできたわけでございまして、これを具体的にそれでは二国間の投資関係に当てはめるとどういふことになるかということだろうと思つてございしますが、そうなりますと、やはりこの権利憲章に盛り込まれたそのことをそのまま適用されるとすると、それは投資をする側に立つてみますと非常にその権利が不安定になるという側面があるわけでございまして、そういうことがございまして、ここに書かれてあることそのまゝが実行されることは、むしろ投資促進に役

立たないという見地がございましたので、日本政府としてはこれは行き過ぎではないかという面がございましたので各項には反対したということでございます。

それで、これが具体的にスリランカ側と交渉されました場合には、やはりスリランカ側といたしまして、安定的な基礎の上に日本の直接投資が行われるということが雇用創出効果等の観点から望ましいということで、スリランカ側が他国と結んでいられる条約等をも考慮に入れて現在のような規定に落ちついていて、そういう意味では相互の利益の均衡ということがこの協定の形で図られてい、こういう関係に立つていられるというふうに考えられます。

○立木洋君 何も私は投資そのものに反対していません。平等互恵の経済開発、日本にも当然利益がないと投資する意味がありませんから、それはもちろん何もそれを否定してはならないけれども、いろいろと見ていきましたと、エジプトの場合の投資協定と比べてみるとこちらの方が、日本側がより多く主張しているような点があるんじゃないかという懸念もあるんですね。

それとちよつとお伺いしたいんですが、第五條の三項のところを言う、つまりここで言う補償の用若しくは国有化と同等の効果をもつその他の措置」ということが言われていますが、この点ちよつと説明していただきたい。

○政府委員(都甲岳洋君) ここにございませうな「収用、国有化」というのは、わりと明確な概念だと思つてございまして、収用というものは、当然により広い概念で、強制的に公共利益のために財産とか権利等を国、公共団体あるいは事業者等に取得させたり、あるいはそういう権利を消滅させたりということでございますし、国有化というのは、特定の目的のために国家にそれを帰属せしめるといふ行為を一般的に指すものだと思つてございまして、「制限」というのが入り

ましたのは、一般的に国有化、収用とはいかないまでも、一時的にあるいは部分的にそのような財政権等を使用を不可能にするということで、外国の投資家が事実上その企業を継続することができないようになるような制限をいろいろ加えられるような規定も入れられたわけでございまして。

たとえばここで書いてございませうに収用、国有化等と同等の効果をもつような措置であるいは制限というのがどういふことになるかということにつきましては、たとえば現地化を非常に極端に進めるとか、外資政策によつて特定の事業活動を非常に困難にするというようなことであるとか、そういうようなことでその現地の企業活動が結局できなくなつて撤退を余儀なくさせると、これは直接収用、国有化にはあたらないにしても、そのようなことがあり得るので、そういうような場合にはやはり投資家の利益というものは保護されなければならないという見地からこのような態様の規定が設けられたわけでございまして。

○立木洋君 たとえばその企業が、環境汚染なんかの面で非常に環境を破壊するといふような状態が出てきて、それで一定の間生産停止して調査をしたり、そのための損失を受けるだとかいふような場合も制限の中には入るんですか、そういうような場合も。

○政府委員(都甲岳洋君) 具体的にこの「制限」の内容がどの程度までいったらこの規定の適用の対象になるかという点は、やはり個々のケースに従つて判断されなければならない問題だろうと思つております。ですから、環境基準の見地からいへば調査が行われるという場合に、それが合理的な範囲内であつて、通常の企業活動の一時的停止的なもので、これは一般的に適用されるわけだと思つてございまして、合理的な範囲のものであれば適用されないという場合もございまして、し、あるいはかなり長期にわたつて企業活動が阻害されるという場合には、この規定に従つて処理されなければならない事態があるというこ

ともあると思いますので、個々の事例に従わざるを得ないということだろうと思います。

○立木洋君 これは運用によつてはやっぱり相手の主権にかかわるようなことも出てくるんじゃないかというふうな憂慮があるんですね。

それから、この同じ項目の中で、「支払の時までの期間を考慮した妥当な利子を付したものでなければならぬ。」とあります。これはエジプトに対する投資協定の場合にはなかった条項だと私は思うんですが、たとえばこの「利子」が、正當な交渉がやられて期間が長くなったという場合なんかの利子までまた請求するのかわるのか、そこあたりはどうなっているんですか。

○政府委員(都甲山洋君) この五条三項の規定には、そのような国有化等の場合があつたときに補償が行われるという原則を定め、そしてその補償は遅滞なく行われなければならないということが決められているわけでございますけれども、当然のことながらこのような補償については、最終的な結論を得るまではある程度の時間を経過するということとはやむを得ないことだろうと思つて、このように遅滞した場合には利子を払うという制度を決めることにより、不当な遅延が起るというのを防ぐことができるという観点から入つてゐるわけでございますが、このような遅滞利子という概念は国際的にも一般的に採用されている概念でございまして、それをここに規定しているわけでございます。

それで、先ほど先生がエジプトの場合に遅滞利子というものが規定されてないではないかという御指摘がございましたけれども、エジプトの場合にも同様の概念のものは規定されているわけでございまして、これはエジプト投資協定におきましては、その議事録の第一項におきまして、補償の額には「遅滞支払金」を含むことが了解されているわけでございまして、これは、特にエジプトが回教のもとにあつて、利子というふうな概念が宗教上あるいは慣行上、社会通念に反するという主張がございまして、ですから、明確にこのスリランカ

の協定のように「利子」という形では入っておりませんけれども「遅滞支払金」という形で、同様の内容のものがエジプトの場合にも盛り込まれてゐるわけでございまして。

○立木洋君 エジプトの場合には、いまおつしやつたように確かに「遅滞支払金」と入つてゐますけれども、これはたとえば国際法に基づいて適当とみなされる「遅滞支払金」ですね。だから不法なものに対する代償を求めるといふ趣旨ではないわけであつて、こゝで言われる「利子」の場合とは私はやっぱり違ふんではないかという感じがどうしてもあるわけですがね。

それから第八条のところですがね、「資金の移転の自由を保証される。」ということが第一項で述べられて、第二項の方には「自国の法律に従い、」ということになってゐますけれども、この一項と二項の関係はどういうふうな関係になってゐますか。

○政府委員(藤井宏昭君) 送金の自由は直接投資の場合にきつめて重要でございまして、清算手段の購入とかあるいは利潤の取得等におきまして送金の自由があることが特に投資側にとつては大切なことだと思つてゐまして、第一項では送金の原則自由をうたつておるわけでございまして。第二項はそれの例外といたしまして、「自国の法律に従い、かつ国際通貨基金協定の締結国である限り同協定に従つて、為替制限を課することができ」ということで、IMF規定上の権利義務に基づいて為替制限につきましまして、これは第一項の例外であるという規定をしてあります。ちなみに日本はIMFの八か国でございまして、スリランカはIMFの十四か国としてより広範なる為替制限の権利をIMF上持つておるというふうなことに承知しております。

○立木洋君 通産省の方お見えになつてゐると思ふんですが、企業の海外投資の保護を図る、たとえば輸出保険法だとか海外投資保険法だとかいうのがあります。この場合、たとえばいまのスリランカの投資保護協定のように受け入れ国が

国有化などで企業を収用した場合、それについてこの海外投資保険でも補償がされるわけでしょう。それから、今度の投資協定でも補償されるといふことになってゐますが、この関係はどうなりまうか。国内制度としてある保険制度と、こういうスリランカとの間で結ばれる補償措置とはどういふふうな関係ですか。

○説明員(竹澤正格君) お答え申し上げます。海外投資保険におきましては、いわば担保保険といつたしまして、戦争危険あるいは収用危険あるいは送金危険というふうなものがあるわけでございまして、決められた保険事故が発生をいたしまして保険金を国が支払うということになりますと、被保険者、つまり保険金を受け取つた者は、自己資本あるいは自己株式の回収の義務を負うといふことになってございまして、当然被保険者は、仮に相手国政府から補償を受け取るということになりますと、その受け取つた額をいわば保険者である政府に保険金の割合に応じて納付をする義務を負うと、こういうことになってございまして。

○立木洋君 スリランカにいま進出している企業、これは三井だとか東芝、丸紅など、直接投資しているのは三十八件あるというふうな承知しておりますが、この中で海外投資保険を確保している企業はどれくらいあるんでしょうか。

○説明員(竹澤正格君) 輸出保険の具体的な引受実績あるいは責任残高の公表につきましては、当該相手国の対外債務の返済能力等に関して、日本政府としての評価を示すものという受け取り方をされるおそれが対外的にございまして、従来から国会においてもお答えを差し控えていたでございまして、したがいまして御容赦をいただきたいと存じます。

○立木洋君 発表しないというんならそれは仕方ありませんけれども、たとえばこれは「東洋経済」のこの海外進出企業総覧によると半数近くがやっぱり投資保険を受けてない、してないといふふうな数字が出てゐるので、これは大なり小なり

大体それに近いんではないだろうかというふうな思ひます。

それで今回の協定を見てみますと、投資財産及び収益を補償の対象とし、その収益には「投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料」これは第一条できつめて広い範囲に決められてゐるわけですね。このような投資保険制度の優遇措置をさらに上回る保護協定がこうしてできれば、やはりこういう保険料なしで補償措置を受けるといふことになるようになり、やっぱり海外に進出する企業についての二重、三重の優遇措置になるんではないだろうかというふうな感じがするわけですが。

それで、最近のいろいろな新聞を見てみますと、これはASEANともいろいろ話し合いがやられてゐるというところですが、ジェットロなんかの調査によりますと、日本企業の経済支配に対してインドネシアやその他タイなども伝統産業の破壊、所得の不均衡の拡大、華美な消費の増大をもたらしているといふふうな批判が出されてゐるといふふうなことが述べられておるんですが、それから、確かに投資家についての保護はきちつと決められておるんですが、投資の環境を整備するといひましても、実際にはシンガポールなどは「低賃金にも文句いわず 体面しはむぐみや騒音 長びく残業夜はザコ寝 不景気ならすぐ首切り」「外資系企業厳しい労働」といふ、苦しいアジアの女性の訴えといふのが新聞に載つたりするんですね。これは一番最初申し上げましたように、何も投資そのものに私は反対してゐるんではなくて、やはり過重な保護、そしてどんどんどんどんいふと、国内でやるよりも外国に行つて安い労働者を使つて、そして日本に逆輸入してきてそれでもうける。中小企業はそれのためにまた倒産をする。日本では失業者はふえる。結局この投資保護協定が本当の意味で日本の経済のいまの危機を打開していく上でのどういふ意味を持つてゐるのか。だから過重な保護といふのは、ある意味で言へば私は日本の失業者を国内でよけいひつくり出して、国際的

○木島則夫君 私は、南極というところをやはり平和な地域として永遠に維持したいし、また人類の最後に残された汚染をされていない地域としてこれを永遠に守っていきたい。それから科学的な調査を行う場合には国際協力でこれを進める。先ほど外務政務次官もまた遠藤参事官も口をそろえておっしゃった。私もまさに大賛成でございます。

次に南極地域に行かれます人々としては、漁業関係者があろうかと思ひます。いまのところ日本の捕鯨船等は必ずしも耐氷構造になつていないので、南極の陸地までは必ずしも行けないことになつておりますけれども、しかしながら、それも絶対行けないということではなくて、何かの方法で行くことも考えられますので、したがひまして必要に應じ、捕鯨船等々にはたしか農林水産省の監視員が乗っておりますが、そういうたような監視員を通じて、違反行為がないように監督をして

けれど、これからやはり世界が狭くなるという意味で私は南極に行く人もふえてくると思うんです。もちろん科学調査で行く人はこれは問題ないと思います。漁業関係が行く、監視員を乗せる、これも結構だと思います。一番問題なのはやはり観光客です。映画の撮影なんかもこれから行われるだろうし、心ない取材者が向こうに行つて汚染をするかもしれない、こういう点について私は非常に心配しているわけです。

そこで、第七条において、外務大臣は「南極地

○本島則夫君　冗談で言うわけじゃないけれど、衛星を飛ばして監視するわけにもいきませんから、これはとてもむずかしいことだと思ひますので、その辺の周知徹底というものは、ひとつ外務省が中心になつて徹底してやつていただきたいというふうに考えるのです。せつかく先ほど平和な地域として永遠に残したい、人類最後に残されかわ汚染されない場所として残すというようなことを三項目おっしゃつたわけでありますから、これにや

やつぱり外務政務次官にも一言その辺の確信を伺

つておきたいのです。

○政府委員(辻英雄君) 先ほど来お話がありましたように、この条約ができて長い間日本が批准ができなかったために、日本が非常に不熱心であるというような批判が外国から出ておるところでもあり、日本の前に、一昨年九月にオーストラリアが批准をしたということで最後に一つ残されたわけでございますので、先ほど来事務局から御説明しましたような苦勞をしながら、何とかやりたいということに踏み切ったというのが事情でございます。木島先生からもお話がありましたとおり、若干不十分な点があるということは私も反省しながら、それを承知で踏み切りましたので、御指摘のようにこの法律の御承認を得ました上では、外務省が主管省でありますので、関係各省の協力を得まして十分その趣旨が徹底するように、なお不足な点がありましたらさらに必要な措置をとつても厳守をしてみたい、かように考えております。

○木島則夫君 遠藤参事官に伺いたいんですが、現在までにそういった不祥事、トラブルというのは摘発されておりますか。

○説明員(遠藤哲也君) いままでのところは承知しております。ただ、一言補足させていただきますのでございます。確かにいま私どもが考えております周知徹底というのは、あるいは現時点での考えられる最善かなというところで、時点点によりまして、もうちょっといい方法があるということであれば、これはつけ加え、あるいは改善させていただきたいと、こういうふうに思っております。

○木島則夫君 時間がございませんので、次にスリランカとの投資保護協定について同僚議員からも御質問があつて、あるいは重複するかもしれないけれども、ちょっとお伺いさせていただきます。

一般的に投資保護協定を締結するという意味は、投資環境の整備、つまり収用とか国有化等の要件と手続をはつきりさせて、みだりにそのよ

うな措置がとられないようにして、万一収用あるいは国有化等が行われた場合には正当な補償が支払われることを明確にして、安心して投資が行われるようにすることにある、これは間違いないと思います。今回の協定について言えば、将来スリランカに再び社会主義的な政権が登場して国有化等が行われる場合、わが国企業の投資財産の補償を担保しているこの協定の実効性は、果たして十分期待できると思うのかどうか。多少仮定の問題が入つて答えにくいと思うけれど、どんな御見解ですか。

○政府委員(都甲岳洋君) 本協定は日本国とスリランカ国との国家間の権利義務を規定しているわけでございます。これは政権のいかんにかかわらず、両国に対して国際法上の権利義務を設定したというわけでございますので、スリランカにおきまして政権の交代があつて別な社会体制になつたときでも、この協定はなお効力を有するものでございます。そういうことで政権を超えて権利義務関係を設定されたこの協定によりまして、国有化等の場合の補償について、これを当然に要求する権利が日本側の投資家にございます。スリランカ側としてはそれを尊重する義務があるわけでございます。

○木島則夫君 西ドイツであるとかあるいはフランスなどの場合には、この種の協定について長い実績を持っているというふうに私は考えております。この場合投資受け入れ国での収用とかあるいは国有化等に際して、適切な補償が行われた実例があるのかどうか、この辺はどんなものでしょうか。

○政府委員(藤井宏昭君) 御指摘のとおり、西ドイツは四十八、フランスは十九、スイスは十六というように多くの投資保護協定を結んでおります。

で、実例でございますけれども、西ドイツにつきましては、収用というふうな事態が起きたことはないというふうに了解しております、したがつて、

西ドイツの企業に関連しての収用に對する補償ということが、投資保護協定上行われたことはないというふうには了解しています。ただスイスにつきましてはわれわれの承知している範囲では、ザイール、タンザニアにおいて国有化が行われた際に、スイスとの間の投資保護協定に従ひまして補償が行われたという例があるというふうに承知しております。

○木島則夫君 すでに西欧諸国は西ドイツが四十八カ国ですか、それからフランスが十九カ国、イギリスが十五カ国というように多数の国との種の投資保護協定を締結をしているのですけれど、先ほどからの御説明を聞いていますと、わが国としてもASEAN五カ国及び中国との間で締結交渉が行われているということでありますから、これは重複を避けます。

さて、日本とスリランカ、この両国間の貿易の不均衡問題は四月の初旬ですが、京都で行われた日本・スリランカ経済合同委員会、これは民間レベルのものでありましたが、ここでも指摘をされたところであるだけに、依然として日本側的大幅出超傾向は変わっておりません。つまり一九八〇年のわが国の出超は、わが国の輸入額の四倍、一九八一年には多少改善はされた傾向はありますが、それでも三・四倍に達している。しかし、スリランカはもととわが国に對しましてきわめて友好的な国であつて、貿易の不均衡という問題をめぐつて、かつてのタイあるいはインドネシアで見られたような形での対日不満が噴き出していることもなく今日まで経過をしてい

る。私はそういうふうに承知をしているんですが、それだけに政府としてはこの友好関係が促進をされている現在、両国間の貿易の不均衡は正のために積極的な手だてをとるべきじゃないだろうかと、これはやはりひとつ外務政務次官から基本問題でございますから伺つて、なお補足があればほかの方からお聞きをしたい、どんなものです

か。

○政府委員(辻英雄君) お指摘のように、日本と

スリランカの貿易が相当大きな不均衡になつておるといふことは事実でございます。

そこで、たとえばスリランカ最大の輸出產品である紅茶の輸入関税を昭和五十二年に引き下げる等の処置もとりまされども、必ずしも十分な改善にはなっていない。まあ貿易全体について一カ国同士の均衡を絶對的に考えることもむづかしいとは思いますが、スリランカとの不均衡がときに大きいわけでありまして、スリランカ自身が自国の産業を発展させて能力を伸ばして不均衡が少なくなるということができれば一番望ましいわけでございます。そういうことについて直ちに名案はないわけでございますけれども、この協定ができてからによつてスリランカへの投資が促進されるということは、貿易不均衡という角度から見ても有益なことではないか、このように考えております。

○木島則夫君 何か補足をする点があれば補足をしたいんですが、よろしくございませうか。

それじゃ租税条約について伺いたいんですが、現在わが国は三十数カ国と租税条約を締結して、インドネシアとの租税協定がこれは三十三番目ですか、三十四番目、ちよつとその辺伺いたい。

○政府委員(都甲岳洋君) 現在効力発生しておりますわが国が締結してある租税協定が三十二ございまして、それに昨午国会で御承認をいただいたまだ批准書交換をしておらないポーランドとの協定がございまして、それを加えますと今回が三十四番目になるわけでございます。

○木島則夫君 このほか現在、中国、ソ連との間で租税条約締結の交渉が進められておると聞いていますので、その進捗状況を報告していただきたいんです。

○政府委員(田中義典君) 日ソ間の租税条約締結交渉につきましては、昭和五十五年十月にモスクワにおいて第一回交渉を行つておりまして、そこで相手国の租税制度等について意見交換を行うとともに、条約の基本的枠組みについての話し合い

を行いました。第二回交渉の時期等については、双方の都合を勘案しつつ、外交チャンネルを通じて協議することとなっております。現在調整を進めているところであり、外務省としましてはこれに前向きに取り組んでいく所存でございます。

○木島則夫君 さらに今後、どんな諸国と租税条約を締結する予定があるのか伺いたいんですが、○政府委員(都甲山洋君) 租税協定につきましては、経済交流の実態であるとか人事交流の実態に見合せて、それが必要とされたときに交渉の機運が生じてくるわけでございますので、現在中国とソ連と交渉を行っておりますわけでございますが、さらにユーゴスラビアとの間で交渉を行っております。

私は先ほど松前委員にフィンランドと申し上げたかと思うのですが、これはユーゴスラビアの間違ひでございますので、訂正いたしたいと思っております。ユーゴスラビアと交渉の予定をしております。その他の国とは現在日程に上がっている交渉相手はないと承知しております。

○木島則夫君 さらに今後、発展途上国との間で租税条約を締結するケースがふえてくるんじゃないだろうかというふうに考えるんですね。わが国は、現在まで先進国間の租税条約のモデルであるOECD条約に従ってきたわけですが、国連の経済社会理事会で、これは一九七九年ですかに発展途上国からの要請を受け入れて、先進国と発展途上国との租税条約を締結する場合のモデルとして国連モデル条約をつくった。今回のインドネシアとの協定は従来どおりのOECDモデルに沿ったものとなっているんだけれど、今後途上国と租税条約を結ぶ場合には、先方は国連モデルを主張してくる場合が多くなってくるということも予想されるわけですね。これに対してわが国はどんな対応をされているのか、将来の見通しはすけれど、伺いたい。

○政府委員(都甲山洋君) 先生御指摘のように、OECDのモデル条約に対比いたしますと一九七

九年にECOSOC、国連経済社会理事会で、開発途上国の立場に一層の配慮を加えた国連モデル条約案ができていますので、これを開発途上国とわが国といたしましては、この案を開発途上国との租税条約交渉を行うに際しての一つの指針としてこれは有益であると考えております。したがって、今後開発途上国と交渉していく場合におきましては、そのOECDモデル条約を基本としつつこれらの国連モデル条約に盛り込まれた考えの中で取り込めるものはこれを取り込んでいくという形で交渉をまとめていくという方向に行くのではないかと考えております。

○木島則夫君 残余の時間、日本とインドネシアの経済関係について一問伺いたいんですが、インドネシアにとつてわが国は総輸出の約半分、また総輸入の三割を占める第一の貿易相手国であるという事です。他方、わが国にとつてもインドネシアはサウジアラビアに次いで原油供給国であり、またアメリカに次ぐ投資先でもあるという認識を持っております。このようにわが国とインドネシアとの経済関係は大変緊密であるんですが、最近インドネシア側から、インドネシア近海のエビのトロール漁を来年の一月から全面禁止にするとか、またインドネシア産の原木を、先の話ですけれども、八五年の一月から全面輸出禁止にするなどというような規制措置が発表されたように伺っております。このほか、インドネシア政府及び関係企業の物品調達契約に際し見返り買い付け条件をつける制度が本年から導入されたために、プラント輸出の商談が中止をされるというような影響が出始めているとも聞いています。これらは事実なのかどうか伺いたい。もし事実であるならば、こういったインドネシア側の措置によつて漁業あるいは木材、プラント輸出などの関係業界への影響が心配されると思うが、どうなのか。インドネシア側の措置が、緊密な日本・インドネシア間の経済関係を損なうことにならないよう政府はどういう対応をされるのか。一括して伺つて私のまとめにしたいと思います。

うか。

○政府委員(藤井宏昭君) まず、エビトロール漁業の禁止でございますが、これにつきましては、すでにインドネシア政府は一九八〇年に大統領布告でトロール漁業の段階的な禁止を定めておりまして、すでにジャワ、スマトラ等におきましては禁止されておたつたわけでございますが、ことしの二月の経済閣僚会議で来年の一月からインドネシア全域にこれを及ぼすと、全域においてトロール漁業を禁止するという方針を決定いたしました。この決定が実施に移された場合には、現在インドネシア海域でトロール漁業に従事している日系の合弁企業、これは八社ございますけれども、は事実上撤退を余儀なくされるものと考えております。

したがって、政府としてはこれをきわめて重視いたしまして、本件措置の再考についていろいろのレベルでインドネシア側と話をしております。先般渡辺大蔵大臣がインドネシアを訪問されましたときにもこの問題を取り上げていらつしやいます。今後とも、粘り強く本件について話し合

いをしていきたいというふうに考えております。次に丸太でございますけれども、丸太輸出の規制につきましては、インドネシア政府は八〇年以來丸太の輸出規制を進めてきておりまして、本年の二月にさらにこれを強化し、輸出量を段階的に削減して八六年以降全面的に禁止するという方針を決定いたしました。この措置が実施されますと

インドネシアからの丸太輸入に大幅に依存している日本の南洋材の丸太関連製材工場、これは約八千あります。と合板工場約六百七十ぐらいが影響を受けることとなります。またさらに、現地に

おきまして日系の合弁企業のインドネシア林業への投資が約二億ドルございますので、これについても大きな影響を与えると懸念されるわけでござい

ます。政府といたしましては、輸出規制の弾力的な運用を図るようインドネシア側に随時申し入れておきまして、これもいろんなレベルでいろいろな際に申し入れておきまして、今後ともこの話し合いを粘り強く話していきたいというふうに

思っております。

最後に、カウンタートパーチェスでございますが、これはことしからインドネシア政府が出した新方針でございます。インドネシア政府の、政府の調達を受注した外国企業は調達額と同額の特定の前石油産品の輸入を義務づけられるというところでございまして、この義務を怠った場合には不履行額の約五〇%のペナルティーを課するというところでございます。これはどのように実施されるかという実施の態様が必ずしもまだ明確でないところもございまして、両国間でどういうふうなことを実施していくのだからということ

で話し合いを進めておるところでございます。以上でございます。

○木島則夫君 最後に、インドネシア側のこういった措置が緊密な日本とインドネシア間の経済関係を損なうことのないように、ひとつ政府としては一生懸命やっていたきたいと最後に私は要望申し上げたんですが、この点についてどうですか。

○政府委員(江英雄君) ただいま藤井審議官から申し上げたような経緯でございますので、先生の御指摘のように日本とインドネシアの関係を損なうことのないように、木材の問題、漁業の問題、引き続き交渉して努力してまいりたい、かように考えております。

○木島則夫君 結構です。

○委員長(稲嶺一郎君) 以上で三案件に対する質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件の採決を行います。本件に賛成の方の挙手を願います。

て、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件の採決を行います。

本件に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(稲嶺一郎君) 多数と認めます。よって、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案の採決を行います。

本件に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(稲嶺一郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三案件の審査報告書の作成につきまして、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(稲嶺一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十九分散会

四月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准実現に関する請願(第三三三二七号)

一、世界連邦の速やかな実現に関する請願(第三三三二四号)

一、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准実現に関する請願(第三三三八〇号)

一、世界連邦の速やかな実現に関する請願(第三四〇七号)(第三四四三三号)

一、日韓首脳会談中止等に関する請願(第三五一〇号)

一、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准実現に関する請願(第三三五一二号)

第三三二七号 昭和五十七年四月十六日受理

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准実現に関する請願(八通)

請願者 島根県浜田市真光町 渡辺勝子 外一万三千九百九十四名

紹介議員 小西 博行君

この請願の趣旨は、第一三九一号と同じである。

第三三二四二号 昭和五十七年四月十六日受理

世界連邦の速やかな実現に関する請願

請願者 石川県七尾市和倉町ヨノ二ノ二 長尾修 外五百五十九名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第三〇七二号と同じである。

第三三八〇号 昭和五十七年四月十九日受理

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准実現に関する請願(二通)

請願者 三重県度会郡南勢町齊田二、〇〇 四ノ一 莊司澄子 外千四百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一三九一号と同じである。

第三四〇七号 昭和五十七年四月十九日受理

世界連邦の速やかな実現に関する請願

請願者 富山市浜島崎一、〇〇〇 下井福正 外五十九名

紹介議員 吉田 実君

請願者 京都市北区紫野大徳寺町二四 森田俊文子 外十九名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第三〇七二号と同じである。

第三五一〇号 昭和五十七年四月二十二日受理

日韓首脳会談中止等に関する請願

請願者 東京都中野区本町六ノ六ノ三 中山美智子 外九十九名

紹介議員 田中寿美子君

現在、日米韓の軍事的なつながりが強まり、朝鮮半島の戦争の危機が高まっている。アメリカは北の脅威をあまりに、極東に戦域核配備を準備し、更に日本に対して防衛分担を要求し、韓国への軍事経済援助を肩代わりさせようとしている。一方、韓国では全斗煥政権による民主主義への弾圧と人権抑圧が強まっております。金大中氏や多くの政治犯が獄中にある。しかし、政府は、金大中氏問題は決着がついたとして日韓関係修復を図り、三月に日韓外相会談、五月には日韓首脳会談を開催し、全斗煥政権に六十億ドルもの安保援助を供与しようとしており、また、財政再建や行政改革の名のもとに国民生活を犠牲にして軍備増強を押し進め、自衛隊の対馬上陸作戦の展開など戦争政策を強行している。このような対韓政策は、日韓の黒いゆ着を更に深め、朝鮮半島の緊張を激化させ、分断固定化につながる危険なものである。朝鮮半島の平和は、自主的平和統一の実現によつてのみ達成されるのであり、統一実現のために努力することこそ朝鮮を植民地支配した日本の責務である。今、世界の最も切迫した問題は核戦争を防止し、平和を守ることであり、ヨーロッパを中心に反核・反戦・軍縮・平和の世論が大きく高まり、国連軍縮総会に向けて日本のあらゆる階層が結束して国民運動を展開している。ついでには、非核三原則堅持、平和憲法の精神に基づき、平和と民主主義、人権尊重の立場に立つて、対韓・対朝鮮政策を根本的に転換するため、次の事項の実現を図らねばならない。

一、日米防衛分担の進行につながる日韓首脳会談の開催を中止すること。

二、安全保障を目的とした六十億ドル援助を取りやめること。

三、人権尊重に基づき、金大中氏ら致事件の政治決着を撤回し、原状回復実現のための緊急かつ具体的な措置を優先すること。また、在日韓国人政治犯をはじめ、すべての政治犯の釈放のために具体的な措置をとること。

四、朝鮮民主主義人民共和国敵視を改め、朝鮮の自主的平和統一実現のために努力すること。

第三五一二号 昭和五十七年四月二十二日受理

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准実現に関する請願(二通)

請願者 三重県桑名市蛸塚八一〇 松田千晴 外九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一三九一号と同じである。

五月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、日韓首脳会談中止等に関する請願(第三四〇七号)(第三五四四一)(第三五七一)

一、世界連邦の速やかな実現に関する請願(第三五七三三)

一、日韓首脳会談中止等に関する請願(第三五九三三)(第三五九四四)

一、核兵器完全禁止と軍縮に関する請願(第三六〇〇号)

一、日韓首脳会談中止等に関する請願(第三六一六号)(第三六二〇号)

一、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准実現に関する請願(第三六三三三)

一、日韓首脳会談中止等に関する請願(第三六五六号)(第三六五七号)(第三六六六号)(第三六六七号)

一、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准実現に関する請願(第三六六六号)

関する条約の早期批准実現に関する請願(第三六九七号)

一、日韓首脳会談中止等に関する請願(第三七三三号)

一、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准実現に関する請願(第三七四八号)

一、日韓首脳会談中止等に関する請願(第三七五九号)

第三五四〇号 昭和五十七年四月二十三日受理
日韓首脳会談中止等に関する請願
請願者 東京都足立区本木二二二 金子千代子 外九十九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三五一〇号と同じである。

第三五四一号 昭和五十七年四月二十三日受理
日韓首脳会談中止等に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市堀田三ノ四ノ二 大関千恵子 外九十九名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第三五一〇号と同じである。

第三五七一号 昭和五十七年四月二十三日受理
日韓首脳会談中止等に関する請願
請願者 静岡県丸子六、二七二ノ二 鈴木須美子 外九十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第三五一〇号と同じである。

第三五七三三号 昭和五十七年四月二十三日受理
世界連邦の速やかな実現に関する請願
請願者 静岡県浜松市堀塚二ノ一ノ七 橋下藤一 外百名

紹介議員 熊谷 弘君
この請願の趣旨は、第三〇七二号と同じである。

第三五九三三号 昭和五十七年四月二十四日受理

日韓首脳会談中止等に関する請願

請願者 東京都柏江市東野川二ノ二ノ一 二野田はる 外九十九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三五一〇号と同じである。

第三五九四号 昭和五十七年四月二十四日受理
日韓首脳会談中止等に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市鶴田町一、四八二ノ三 田崎裕子 外九十九名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第三五一〇号と同じである。

第三六〇〇号 昭和五十七年四月二十四日受理
核兵器完全禁止と軍縮に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡幸手町中二ノ一三ノ九 田上和夫 外九十九名

紹介議員 寺田 熊雄君
一分間に百万ドル(二億三千万円)が軍備に浪費され、世界の核兵器貯蔵量は広島型原爆百万発分を超えたが、政府は、国内で非核三原則を唱えながら、国連の場では、核兵器の配備・禁止・不使用、中性子爆弾の禁止に反対する反平和的な態度をとっている。ついでには、核兵器を禁止し、軍縮を実現するために、第二回国連軍縮特別総会が、時間を限って次の事項について行動をおこすよう措置をとらねばならない。

一、広島・長崎及び核実験による被爆の恐ろしさ、被爆者の苦しみを世界の人々に知らせること。

二、核兵器の使用を人道に反する犯罪として禁止する国際協定を速やかに実現すること。

三、核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませず、核攻撃を認めない非核地帯を世界各地に広げること。

四、軍縮のための条約をつくり、期限を決めて厳しく実施すること。とりわけ、核兵器の完全禁止を最優先させること。

第三六一六号 昭和五十七年四月二十六日受理
日韓首脳会談中止等に関する請願

請願者 東京都葛飾区亀有二ノ四ノ三 石井博 外九十九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三五一〇号と同じである。

第三六二〇号 昭和五十七年四月二十六日受理
日韓首脳会談中止等に関する請願

請願者 栃木県河内郡河内町岡本一、九四 福田妙子 外九十九名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第三五一〇号と同じである。

第三六三三三号 昭和五十七年四月二十六日受理
婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准実現に関する請願(三三三三)

請願者 三重県志摩郡磯部町築地七二七 阪本留美子 外九十九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三三九一号と同じである。

第三六五六号 昭和五十七年四月二十七日受理
日韓首脳会談中止等に関する請願

請願者 茨城県水戸市住吉町二〇一ノ五 浪江洋子 外九十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第三五一〇号と同じである。

第三六五七号 昭和五十七年四月二十七日受理
日韓首脳会談中止等に関する請願

請願者 茨城県笠間市飯田一、五一四 高野薫 外九十九名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第三五一〇号と同じである。

第三六六六号 昭和五十七年四月二十七日受理
日韓首脳会談中止等に関する請願

請願者 東京都荒川区東日暮里三ノ二ノ二

九 松田栄子 外九十九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三五一〇号と同じである。

第三六六七号 昭和五十七年四月二十七日受理
日韓首脳会談中止等に関する請願

請願者 栃木県那須郡烏山町神長七九六 星信子 外九十九名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第三五一〇号と同じである。

第三六九七号 昭和五十七年四月二十七日受理
婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准実現に関する請願(三三三三)

請願者 三重県伊賀市伊賀町柏野二二一 福永咲子 外九十九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三三九一号と同じである。

第三七三三三号 昭和五十七年四月二十八日受理
日韓首脳会談中止等に関する請願

請願者 東京都品川区東品川一ノ二ノ二一ノ一、〇〇五 斉藤裕 外九十九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三五一〇号と同じである。

第三七四八号 昭和五十七年四月二十八日受理
婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准実現に関する請願(四三三三)

請願者 三重県伊勢市栗野町一、〇三九 中山裕子 外九十九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三三九一号と同じである。

第三七五九号 昭和五十七年四月二十八日受理
日韓首脳会談中止等に関する請願(二二二二)

請願者 栃木県宇都宮市西川町一、三〇二ノ七五 天野洋子 外九十九名

名
紹介議員 戸叶 武君
この諸願の趣旨は、第三五一〇号と同じである。

第九十六回国会外務委員会会議録第三号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

三二 一 境 強 増 強
六四 一 なの ない

第八号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

三二 七 可 決 承認

昭和五十七年五月二十日印刷

昭和五十七年五月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局